

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和 7 年 10 月

福島県人事委員会



7 人 委 第 598 号
令和 7 年 10 月 10 日

福島県議会議長 西 山 尚 利 様
福 島 県 知 事 内 堀 雅 雄 様

福島県人事委員会
委員長 千 葉 悦 子

職 員 の 給 与 等 に つ い て

地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに必要な措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第1 報 告	1
I 人事委員会による報告・勧告制度の概要	1
II 職員の給与	1
1 職員給与の状況	1
2 民間給与の状況	3
3 職員給与と民間給与との比較方法の見直し	5
4 職員給与と民間給与との比較	5
5 物価及び生計費	7
6 人事院の報告及び勧告	7
7 本年の給与の改定等	12
III 人事管理の課題	15
1 人材の確保・育成	16
2 勤務環境の整備	21
3 公務員倫理の徹底	26
IV 勧告実施の要請	27
別紙第2 勧 告	28
別記 給 料 表	32

報 告

I 人事委員会による報告・勧告制度の概要

人事委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、中立かつ専門的な人事機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

この勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した、適正な職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等を確保するためのものである。

II 職員の給与

職員の給与は、生計費や国・他の地方公共団体の職員及び民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされており、これらに関する本年の状況及び職員の給与改定等に関する検討結果は、次のとおりである。

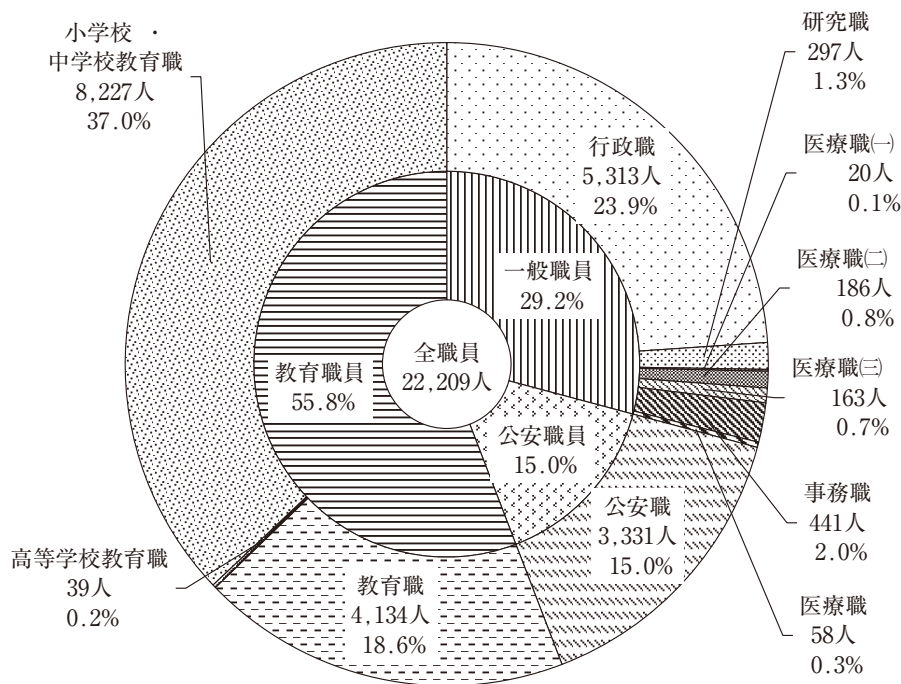
1 職員給与の状況

本委員会は「令和7年職員給与実態調査」を実施し、職員の給与の支給状況について調査を行った。

調査対象職員の総数は、本年4月1日現在22,209人であり、うち行政職給料表が適用される職員数は5,313人（23.9%）である。また、職員の平均給与月額404,613円（平均年齢42.7歳）であり、うち行政職給料表が適用される職員の平均給与月額は372,492円（平均年齢41.2歳）である。（図表1、図表2）

【参考資料 1 職員の給与等（職員給与実態調査の結果） 参照】

図表 1 適用給料表別の職員数



図表2 適用給料表別平均給与月額の様態

区 分 給料表	平均給与月額（円）			平均年齢（歳）		
	令和7年	令和6年	増減	令和7年	令和6年	増減
行政職給料表	372,492	363,673	8,819	41.2	41.4	▲ 0.2
公安職給料表	376,758	361,763	14,995	37.9	37.7	0.2
教育職給料表	443,744	435,188	8,556	46.0	46.1	▲ 0.1
研究職給料表	374,329	363,493	10,836	39.9	40.0	▲ 0.1
医療職（一）給料表	960,325	953,206	7,119	50.3	49.7	0.6
医療職（二）給料表	381,510	376,164	5,346	42.7	42.9	▲ 0.2
医療職（三）給料表	349,416	340,429	8,987	38.1	39.3	▲ 1.2
高等学校教育職給料表	450,285	446,342	3,943	48.4	49.5	▲ 1.1
小学校・中学校教育職給料表	421,558	415,245	6,313	44.1	44.9	▲ 0.8
事務職給料表	347,542	337,191	10,351	41.2	41.2	0.0
医療職給料表	350,195	335,311	14,884	42.1	41.2	0.9
合 計	404,613	396,061	8,552	42.7	43.0	▲ 0.3

(注) 給与月額、給料月額、給料の調整額、教職調整額、給料の特別調整額（管理職手当）、扶養手当、住居手当、地域手当、単身赴任手当（加算額を含む）、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当、特地勤務手当（準ずる手当を含む）、へき地手当（準ずる手当を含む）及び寒冷地手当を合計したものである。

定年が段階的に引き上げられることに伴い、職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第15項により給料月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む60歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、平均給与月額や人数、平均年齢は、同項により給料月額が決定される職員を除いて算出している。

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、本年も人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上である県内の870の民間事業所（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した174事業所を対象に「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施した。

調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者及び教員、医師等について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査した。また、民間事業所において昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給（ボーナス）についても調査を実施した。

なお、後記3のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、令和7年の職員給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

【参考資料 2 民間の給与等(職種別民間給与実態調査の結果)第16表 参照】

(2) 調査の実施結果

主な調査結果は次のとおりである。

ア 給与改定の状況

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は73.1%（昨年64.3%）となっている。（図表3）

図表3 民間における給与改定の状況

（単位：％）

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係 員	73.1	0.0	0.7	26.2
課 長 級	64.8	3.8	0.8	30.6

（注） ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は97.7%（昨年86.2%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は39.5%（同36.6%）、減額となっている事業所の割合は7.2%（同1.5%）となっている。（図表4）

図表4 民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施	増 額 減 額 変化なし			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			増 額	減 額	変化なし		
係 員	97.7	97.7	39.5	7.2	51.0	0.0	2.3
課 長 級	84.4	83.6	36.3	3.4	43.8	0.8	15.6

（注） 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

イ 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で66.6%（昨年54.3%）、高校卒で66.5%（同54.8%）となっている。そのうち初任給が増額となっている事業所は、大学卒で85.9%（同75.3%）、高校卒で80.9%（同77.5%）、初任給が据置きとなっている事業所は、大学卒で14.1%（同24.7%）、高校卒で19.1%（同22.5%）となっている。（図表5）

図表5 民間における初任給の改定状況

（単位：％）

学歴	項 目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
			増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	規 模 計	66.6	(85.9)	(14.1)	(0.0)	33.4
	500人以上	87.6	(87.9)	(12.1)	(0.0)	12.4
	100人以上 500人未満	50.2	(83.1)	(16.9)	(0.0)	49.8
	【参考】50人以上 100人未満	18.9	(100.0)	(0.0)	(0.0)	81.1
高 校 卒	規 模 計	66.5	(80.9)	(19.1)	(0.0)	33.5
	500人以上	81.2	(88.9)	(11.1)	(0.0)	18.8
	100人以上 500人未満	55.2	(71.9)	(28.1)	(0.0)	44.8
	【参考】50人以上 100人未満	28.4	(100.0)	(0.0)	(0.0)	71.6

（注） 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 （ ）内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

3 職員給与と民間給与との比較方法の見直し

後記6(1)アのとおり、人事院は本年の官民給与の比較において、「人事行政諮問会議」の最終提言の内容、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争の状況等を踏まえ、官民比較方法の見直しを行ったところである。

職員給与と民間給与との比較にあたっては、公務の職務・職責に照らして適切な比較対象とする観点が求められることから、人事院の官民給与の比較方法の見直しを踏まえ、本県においても公民給与の比較方法を次のとおり見直すこととする。

- (1) 月例給の比較対象企業規模を、従来の「50人以上」から「100人以上」に変更する。
- (2) 月例給の比較対象企業規模を100人以上とすることとの整合性を考慮し、特別給の公民比較においても、企業規模100人以上の民間企業を比較対象とする。

4 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本年の「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員においては行政職給料表適用者、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、職種、役職段階、年齢など給与決定要素を同じくすると認められる者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較(ラスパイレス方式)を行った。

その結果、職員の給与が民間給与を11,165円(2.97%)下回った。(図表6)

図表6 職員の給与と民間給与との較差

職員給与月額(a)	民間給与月額(b)	較 差 (b) - (a) $\left[\frac{(b)-(a)}{(a)} \times 100 \right]$
375,425 円	386,590 円	11,165 円 (2.97 %)

- (注) 1 職員、民間ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
2 職員給与は、給料月額に給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、給料の特別調整額、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、寒冷地手当、特地勤務手当等を加えた額である。民間給与は、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いた額である。
3 月例給の比較対象企業規模を「50人以上」とした場合の較差は9,699円(2.58%)である。

(2) 特別給

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）と民間における昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給（ボーナス）との比較を行った。

その結果、民間のボーナスの年間支給割合は、所定内給与月額の4.65月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.60月分）が民間の特別給を0.05月分下回った。（図表7）

図表7 民間におけるボーナスの支給状況

区 分		事務・技術等従業員
項 目	下 半 期 (A1)	378,223 円
	上 半 期 (A2)	391,549 円
特 別 給 の 支 給 額	下 半 期 (B1)	874,918 円
	上 半 期 (B2)	914,382 円
特 別 給 の 支 給 割 合	下 半 期 (B1/A1)	2.31 月 分
	上 半 期 (B2/A2)	2.34 月 分
年間の支給割合		4.65 月 分

- (注) 1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
2 特別給の比較対象企業規模を「50人以上」とした場合の民間における年間の支給割合は4.61月分である。
備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、4.60月分である。

5 物価及び生計費

本年4月時点の民間における物価等の動向は次のとおりであり、こうした状況の下で本年の民間給与の改定が行われているものと考えられる。

特に、物価については、原材料価格や燃料価格の上昇、円安の影響などにより、継続して上昇していることから、引き続き状況を注視していく必要がある。

(1) 物価

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べて全国で3.6%、福島市で3.1%増加している。（図表8）

図表8 消費者物価指数（2020年基準）

	令和6年4月	令和7年4月	前年同月比（%）
全 国	107.7	111.5	3.6
福 島 市	108.0	111.3	3.1

(2) 生計費

本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎に算定した本年4月における福島市の標準生計費は、次のとおりである。（図表9）

図表9 福島市における世帯人員別標準生計費

1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
129,700円	174,330円	201,260円	228,180円	255,110円

【参考資料 3 生計費 参照】

6 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対して、国家公務員の給与、公務員人事管理に関する報告を行うとともに、給与の改定に関する勧告を行った。そのうち、給与に関する報告及び勧告の概要は次のとおりである。

(1) 民間給与との比較による給与改定

ア 官民給与の比較方法の見直し

(ア) 月例給の比較対象企業規模

月例給の官民比較において、これまで企業規模50人以上の民間企業の従業員を比較対象としていたところ、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争の状況等を踏まえ、比較対象とする企業規模を「50人以上」から「100人以上」とすることとした。

(イ) 比較における対応関係

官民比較の対応関係において、これまで本府省に勤務する職員は東京都特別区の企業規模500人以上の本店事業所の従業員と対応させていたところ、近年本府省業務の特殊性・困難性が一層高まっている状況等を踏まえ、当該職員は東京都特別区の企業規模1,000人以上の本店事業所の従業員と対応させることとした。

(ウ) 特別給の比較方法

月例給の比較対象企業規模を100人以上とすることとの整合性を考慮し、特別給の官民比較においても企業規模100人以上の民間企業を比較対象とすることとした。

イ 月例給

(ア) 前記6(1)ア(ア)及び(イ)の見直しを行った結果、月例給については、本年4月分の国家公務員の給与が民間給与を15,014円(3.62%)下回っていることから、基本的な給与である俸給を引き上げるとともに、後記6(2)アのとおり本府省業務調整手当を見直すこととした。

なお、民間給与との較差について、前記6(1)ア(ア)及び(イ)の見直しをいずれも行わなかった場合は10,361円(2.50%)、前記6(1)ア(ア)の見直しのみを行い前記6(1)ア(イ)の見直しを行わなかった場合は11,891円(2.87

%)であった。

- (イ) 俸給の引上げは、人材確保の観点等を踏まえ、大卒者に係る初任給について12,000円、高卒者に係る初任給について12,300円引き上げることとした。

また、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号俸に重点を置いた引上げ改定を行うとともに、その他の職員が在職する号俸については、改定額を逡減させつつ引上げ改定を行うこととした。

ウ 特別給

- (ア) 支給月数の改定

前記6(1)アウの見直しを行った結果、特別給については、公務の年間の平均支給月数(4.60月分)が民間の支給割合(4.65月分)を0.05月分下回っていることから、民間の支給状況に見合うよう引き上げることとし、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとした。

なお、民間の支給割合について、前記6(1)アウの見直しを行わなかった場合は4.61月分であった。

- (イ) 交流採用及び研究休職に係る在職期間等の取扱いの見直し

国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成11年法律第224号)の規定に基づき交流採用された職員について、採用前に民間企業に雇用されていた期間を期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間(以下「在職期間等」という。)に通算することとした。

また、研究休職から復職した職員について、法人の種類にかかわらず、職務に密接な関連があり、公務の能率的な運営に特に資する研究に従事していた期間を在職期間等に通算することとした。

エ 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、国の医療施設に勤務する医師の処

遇を確保する観点から、所要の改定を行うこととした。

オ 地域手当

令和6年に勧告等を行った給与制度のアップデートの一環である段階的な支給割合の見直しについて、令和8年度の級地別支給割合を示した。

カ 通勤手当

(ア) 自動車等使用者に対する通勤手当

民間の自動車を使用する長距離通勤者に対する通勤手当額が公務の手当額を上回っている状況を踏まえ、令和8年4月から、距離区分の上限を現行の「60km以上」から「100km以上」とし、「60km以上」の部分について5km刻みで新たな距離区分を設けるとともに、現行の「10km以上15km未満」から「60km以上」までの距離区分についても、200円から7,100円までの幅で令和7年4月に遡及して引上げ改定を行うこととした。

また、職員自らの負担による通勤時の外部駐車場の利用にあたって、1か月当たり5,000円を上限とする通勤手当を令和8年4月から新設することとした。

(イ) 月の途中で採用された職員等の通勤手当

月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるように、通勤手当の支給等に係る規定に関し、所要の措置を講じ、令和8年10月から実施することとした。

キ 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定を行うこととした。

ク 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いていることを踏まえ、採用市場での競争力を確保していくため、月例給与水準が地域別最低

賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を令和 8 年 4 月から措置することとした。

(2) 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

職務・職責を重視した新たな給与体系に移行するため、令和 8 年夏に措置の骨格を、令和 9 年夏に具体的な措置内容を報告できるよう、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めることとした。

一方、令和 7 年においても、公務にとって必要不可欠な転勤をする職員に対する給与上の課題に速やかに対処する観点から、以下のとおり措置することとした。

ア 本府省業務調整手当の見直し

支給対象に本府省の幹部・管理職員を加えるとともに、本府省の課長補佐級、係長級及び係員級職員の手当額を引き上げることとした。

イ 在級期間表の廃止

職務・職責に見合った給与処遇の確保を引き続き推進していくため、在級期間に係る制度を廃止し、併せてこれに関連する初任給制度等の諸制度についても見直しを行うこととした。

ウ 転勤する職員に対する給与上の措置

(ア) 特地勤務手当等と他の手当との調整の廃止

特地勤務手当と地域手当が併給される場合及び特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当が併給される場合にその特地勤務手当等の支給額又は支給割合を減ずる調整措置について、勤務地を異にする異動の円滑化を図る観点から、これらの調整措置を廃止することとした。

(イ) 特地勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大

特地官署等への採用に伴い転居を行った職員に対しても特地勤務手当に準ずる手当を支給することとした。

(ウ) その他の見直し

最新のデータを踏まえ、令和8年4月に特地官署等の指定の見直しを行うとともに、以下の見直しを行うこととした。

- ① 特地勤務手当の額及び特地勤務手当に準ずる手当の額の算定基礎について、制度の簡素化及び人事給与業務の効率化の観点から、「現に受ける俸給等」のみを用いる方法に改める。
- ② 特地官署等の指定の見直しは、人事院規則の規定に基づき5年ごとに行うことを例としてきたが、適時適切に見直しができるよう、この規定を廃止する。

【参考資料 5 人事院の報告及び勧告 参照】

7 本年の給与の改定等

(1) 本年の給与の改定

本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の原則（情勢適応の原則（第14条）及び均衡の原則（第24条））に基づき、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮しつつ、職員給与と民間給与の均衡を図ることを基本として勧告を行ってきたところである。

このことを踏まえて上記1から6までの状況を総合的に勘案した結果、本委員会としては、本年の給与の改定について以下のとおりとすることが適当と判断した。

ア 月例給

月例給については、本年4月時点で職員給与が民間給与を11,165円(2.97%)下回ったことから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行い、基本的な給与である給料月額を引き上げることとする。

行政職給料表については、人事院勧告の内容を考慮し、若年層に重点を

置いた改定を行うとともに、その他の職員についても、すべての級において引上げ改定を行う。

また、行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定を行う。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて、職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施する。

イ 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて上限額の引上げを行い、本年4月に遡及して実施する。

ウ 特別給（期末手当及び勤勉手当）

（ア）支給月数の改定

特別給については、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数が、昨年8月から本年7月までの1年間における民間のボーナスの支給割合を下回ったことから、民間の支給割合に見合うよう、職員の年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とする。

支給月数の引上げ分は、民間のボーナスの支給状況等を考慮して、期末手当及び勤勉手当にそれぞれ0.025月分を配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和8年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期でそれぞれ均等になるよう配分することとする。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げるとともに、任期付研究員の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げることとする。

(イ) 研究休職に係る在職期間等の取扱いの見直し

研究休職から復職した職員に係る期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間の取扱いについては、人事院勧告の内容や他の都道府県の動向を踏まえながら、必要な見直しを行う必要がある。

エ 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告の内容を考慮し、医師又は歯科医師の宿日直勤務及び人事委員会規則で定める業務を主として行う宿日直勤務に係る手当額を改定する必要がある。

オ 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当

特地勤務手当の額及び特地勤務手当に準ずる手当の額の算定基礎については、人事院勧告の内容を考慮し、「現に受ける給料等」のみを用いる方法に改める必要がある。

また、特地公署等の指定の見直しについては、人事院勧告の内容や他の都道府県の動向を踏まえながら、必要な見直しを行う必要がある。

(2) その他の課題

ア 通勤手当

通勤手当については、最近のガソリン価格の変動など職員の通勤実情等を踏まえ、手当額について検討する必要がある。

また、人事院は、駐車場等の利用に対する通勤手当を新設するなどの勧告を行ったことから、本県においても、人事院勧告で示された考え方や他の都道府県の動向等を考慮し、見直しを行う必要がある。

イ 公立学校教員の給与

国が「令和における教師の処遇改善」として進める教職調整額の改善、管理職の本給加算、学級担任への手当の加算、教員特殊業務手当の改善、義務教育等教員特別手当の見直し、多学年学級担当手当の廃止などの措置

については、他の都道府県との均衡を考慮しながら、高度専門職にふさわしい処遇を実現するため、必要な見直しを行っていく必要がある。

また、臨時的任用職員など非常勤職員の処遇について、常勤職員との均衡を考慮し、見直しについて検討する必要がある。

Ⅲ 人事管理の課題

社会の急速な変化に伴い、行政課題は一層複雑化・多様化している。行政が担う業務が高度化している中で、職員には、県民全体の奉仕者としての自覚や「福島県をより良くしたい」という情熱と意欲を持って挑戦し続けることが求められている。

少子高齢化の影響は公務における人事管理にも大きな影響を及ぼしつつあり、人材の確保は大きな課題となっており、採用試験制度の見直しを始めとした人材確保対策の検討は不断に取り組んでいくことが重要である。

また、現在勤務する職員の組織に対する誇りや愛着を高めるための取組も重要となっている。職員の意欲向上につながるような人材育成の取組や職員一人一人が心身ともに健康で充実した生活を送りながら、その能力を遺憾なく発揮できる職場環境の整備（長時間労働の是正、仕事と生活の両立支援、多様で柔軟な働き方の実現等）を進めていくことが、これまで以上に求められている。

これらの人事管理の課題について、分析を深めながら解決のための取組を着実に進めていくことが必要である。

1 人材の確保・育成

(1) 人材の確保

〔採用試験の現状と課題〕

新規大学卒業者数はここ数年、大学進学率の向上により、緩やかに増加している一方、民間企業等における採用意欲の高止まりに加え、若年層のキャリア意識の変化や公務の相対的な魅力の低下などを背景に、公務員志望者の減少傾向が全国的に続いている。

国家公務員の採用試験においては、10年前と比較して採用予定者数が増加している一方で、試験申込者数は約3割減少している状況にある。

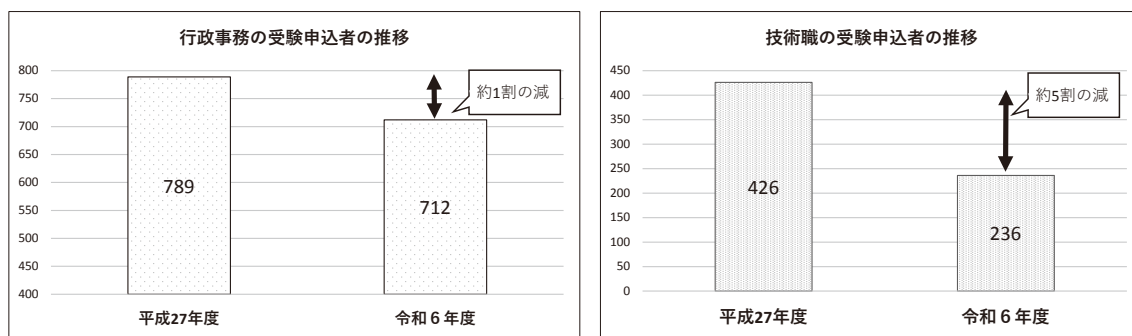
本県においても、採用が多かった世代の退職等により採用予定者数が増加傾向にある一方で、試験申込者数は減少傾向にあり、特に技術系職種では10年前と比較して約5割の水準となっており、人材の確保は喫緊の課題である。

(図表10)

こうした中、本委員会では、試験制度の見直しや広報活動の強化を進めているところであるが、今後は、若年層の価値観の変化や労働市場の動向等を的確に把握し、採用に係る広報活動、採用試験の実施、合格者・内定者への丁寧なフォロー、採用後の定着を一連のものとして捉え、任命権者との緊密な連携の下、総合的な対策を講じていく必要がある。

図表10 県職員（大学卒程度）採用候補者試験受験申込者の推移

(単位：人)



※ 行政事務には、先行実施枠の申込者を含む。また、技術職には、先行実施枠及び追加募集の申込者を含む。

〔人材確保に向けた試験制度と広報活動の一体的見直し〕

本委員会では、年々、採用が困難となってきた技術系職種の確保に向け、令和7年度の試験において、大学卒程度（先行実施枠）に農業をはじめ5職種を加えるとともに、職務経験者の試験においてテストセンター方式を導入するなど、受験機会の増加や受験者の利便性の向上を図り、より多くの方に受験してもらえるよう試験制度の見直しに取り組んでいるところである。

また、広報活動については、これまで、大学生等を対象に、県職員の仕事内容ややりがいなどを紹介する説明会を開催するとともに、大学や民間企業主催の説明会にも積極的に参加し、受験者の確保に努めてきたところである。

しかし、今後、大学を含む新規学卒者は、少子化の影響により減少していくことが見込まれており、広報活動の在り方について再検討が必要な状況にある。

特に、いわゆる第二新卒など、転職を希望する若年層が増加傾向にあることから、そうした労働市場の動向を的確に捉えるとともに、若年層のキャリア意識の変化に合わせた情報発信の在り方を模索するなど、試験制度と併せて、広報活動の見直しを一体的に進めていくことが重要である。

加えて、現在、公務員の採用試験の日程等が多様化し、様々な団体の試験を併願受験することが可能となっていることを踏まえ、任命権者においては、内定辞退防止策の強化にも積極的に取り組んでいくことが望まれる。

〔仕事や職場の魅力の向上及び発信〕

採用選考における民間企業等との競合が厳しさを増す現状にあって、県職員を志す方々を増やしていくためには、根本となる県職員の仕事や職場の魅力の向上を図るとともに、その効果的な発信が重要である。

特に若年層においては、自身のキャリア形成に対する関心が高まっており、

働きがいと成長実感を得られる環境整備の重要性が指摘されている。

本県は、人口減少等の社会経済情勢の変化により生じる行政課題はもとより、東日本大震災からの復興に向けた、地域産業の再生や根強く残る風評と風化の問題など、本県特有の課題にも挑戦を続けている。

県職員として働くことの最大の魅力は、県民生活を支えるために様々な課題に取り組んでいくことを通じ、自身のキャリア形成と社会貢献を実現できる点にある。

また、魅力ある職場づくりに向け、現在、任命権者において、働き方改革や業務効率化に関する取組を進めており、加えて、一部の所属において、既存のオフィス環境の見直しを図る取組にも着手している。

引き続き、県職員の仕事や職場の更なる魅力向上、そして、若年層に選ばれる職場を目指すため、これらの取組をより充実させることが望まれる。

本委員会としては、そうした県職員としての仕事のやりがいや魅力を、新規学卒者はもとより転職市場における公務員志望者にも具体的に伝わるよう、説明会の充実を図るとともに、SNSを効果的に活用した積極的な情報発信により、県職員という職業に関心の薄い層の興味を喚起する取組に力を入れていく。

併せて、県職員に関心のある学生に広くその魅力を伝える機会としては、県職員の職務に直接触れることのできるインターンシップが極めて効果的であると考えられることから、任命権者にあっては、引き続き、その充実を図っていくことが望まれる。

〔高齢期職員の活躍に向けて〕

人材の確保に向けては、経験・知識の豊富な高齢期職員が活躍できる環境を整備し、60歳以降の職員に引き続き勤務し、知見や能力を発揮してもらうことも重要である。

任命権者においては、60歳以降の働き方について、本人の意向、知識・経験等を丁寧に確認した上で配置を検討し、モチベーション維持に関する研修を実施するなど、勤務しやすい環境整備を進めているところであり、引き続き、こうした取組を充実させていくことが望まれる。

〔障がい者の活躍に向けて〕

障がい者雇用の促進については、「障がい者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、障がい者の職業的自立のため、県としても雇用の場を提供する取組が求められる。

任命権者においては、令和8年7月に引き上げられる法定雇用率の達成はもとより、障がいのある職員がその特性や個性に応じて能力を発揮して活躍できるよう、それぞれの障がいに応じ合理的配慮を行うなど、引き続き職場環境の整備に努めていくことが重要である。

(2) 人材の育成

〔若手職員の育成〕

行政課題が複雑化・高度化する中、行政サービスの質を維持・向上させていくためには、早い段階から、職員一人一人の意識を高め、業務遂行能力の向上を図っていくことが必要不可欠である。

併せて、人材の流動化が進む昨今の状況を踏まえ、若手職員の定着をしっかりと図っていくことも、今後、組織全体として業務遂行能力の底上げを図っていく上で重要な視点である。

そこで、若年層の仕事に対する意識に目を向けると、自身のキャリア形成に対する関心が高まっており、職務を通じて得られるスキルアップや成長の機会を重視する傾向が見られる。

任命権者においては、本県職員若年層の意識を把握し、その業務遂行能力やスキルの向上を支援する研修制度の充実を図るとともに、働きがいと成長

実感を得られる環境の整備に努めていく必要がある。

〔中堅職員のやりがいの向上〕

令和4年度から知事部局において継続的に実施している職場満足度調査において、「上級係員・主査」、「入庁後10～19年」、「30～39歳」の職員について、他の属性の職員より満足度が低い結果が継続している。

これらの中堅職員は、県政の中核を担う世代であることから、任命権者においては、調査結果を分析の上、中堅職員が高い意欲をもって職務に従事できるよう、業務の見直しや働き方改革を一層進めていく必要がある。

また、職員の能力や意欲の向上を図る上で、管理職員が部下職員との間に、日頃より良好なコミュニケーションと信頼関係を構築するとともに、人事評価制度を効果的に活用していくことが重要であり、任命権者にあっては、管理職員研修の充実を図り、引き続き、人事評価制度を適切に運用していくなど、取組を充実していくことが望まれる。

〔管理職員の役割〕

若年層のキャリア意識の変化に加え、民間企業等の職歴がある職員の増加などを背景に、職員の価値観が多様化する中において、職員を束ね、チームとして機能させていくためには、管理職員の果たすべき役割が、今後ますます重要になっていく。

管理職員においては、日々の業務において、職員のやりがいや職務への貢献意欲を高め、一人一人の能力の底上げに当たるとともに、行政のデジタル変革（DX）や働き方改革にも率先して取り組むことが求められる。

加えて、職員を監督する立場にあり、次代の管理職員候補となる主任主査等の意識付けも重要であることから、任命権者にあっては、引き続き、研修制度の充実などにより、管理職員及び主任主査等のチームマネジメントに関する能力の伸長を図っていく必要がある。

〔女性職員の登用〕

採用試験においては、令和7年度の大学卒程度（先行実施枠）試験における合格者に占める女性の割合が初めて50%を超えるなど、登用の前提となる採用候補者は十分に確保できるようになってきており、当委員会としては、引き続き、募集広報活動に取り組んでいく。

また、登用に関する本県の状況は、全国的に見て低い水準にあるものの、管理職層に占める女性の割合が年々向上するなど、積極的に取組が進められている。

任命権者においては、引き続き、仕事と育児介護等の両立支援の充実を図り、男女を問わず職員が働きやすい勤務環境を整備するとともに、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が解消されるよう、若年時からキャリアパスのモデルを具体的に示すなど、長期的なキャリア形成を意識した人事管理（研修、評価、配置等）により、女性職員の意欲を高め、育成していく必要がある。

2 勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正

長時間労働は職員の心身の健康に深刻な影響を及ぼし、組織の活力を低下させる大きな要因にもなることから、その是正に取り組むことは任命権者の極めて重要な責務である。

令和6年度の超過勤務時間数は、職員1人当たり19.4時間／月と前年度から減少した。（図表11）また、月100時間以上の超過勤務実施職員数は、延べ169人と前年度から46人減少し、月45時間を超える超過勤務実施職員の割合は3年連続で減少したものの、依然としてそれぞれ一定数認められる。過労死大綱※では、過重労働による健康障害の防止のため、時間外労働の上限規

制制度の適正な運用を徹底
することとされているよう
に、本県においても、超過
勤務の上限時間の遵守に向
けた一層の取組が必要で
ある。

そのため、任命権者にお

いては、管理職員による適切な業務管理や、職員が主体的に業務や働き方の
見直しを図るための措置を今後も着実に実行し、上限時間を超えた超過勤務
について、引き続き、要因整理、分析及び検証を行いながら組織全体で是正
に向けて取り組むことが求められる。また、例年同一の要因によって上限時
間を超える超過勤務が発生している部署に対しては、より実効的な改善策を
講じることが重要である。併せて、共有ファイルサーバーのクラウド化や庁
内ネットワークの無線化、警察本部における令和8年度の内部システムの導
入など、行政のデジタル変革（DX）を図り、業務効率化に向けた更なる環
境整備を進める必要がある。

本委員会としても、労働基準監督機関としての臨検等により、上限時間の
遵守状況に関する調査を実施し、上限を超えた超過勤務が確認された所属及
び任命権者に対してその是正を求めている。さらには、当該所属から改善方
針の報告を受けるとともに、一定期間経過後の状況確認を行うことで、対応
を促しているところである。今後も調査・指導等を適切に行い、長時間労働
の是正を図っていく。

※過労死等の防止のための対策に関する大綱（令和6年8月閣議決定）

（2）教職員の働き方改革

教職員の長時間勤務は本県のみならず全国的な課題であり、本年6月に学

図表11 職員1人当たりの月平均超過勤務
時間数の推移

（単位：時間）

令和6年度	19.4
令和5年度	19.9
令和4年度	21.6

- （注） 1 表中の令和6年度の数値は暫定値である。
2 超過勤務手当支給対象職員に係る職員1
人当たりの月平均超過勤務時間である。
3 企業局及び病院局職員、教職調整額が支
給される教員等を除く。

校における働き方改革の一層の推進等を目的として給特法※等が改正され、教育委員会には「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表等が義務付けられることとなった。

教育委員会においては、「教職員働き方改革アクションプラン」により教職員の負担軽減を図っているところであるが、法改正後の動向にも留意しながら、引き続き学校現場の現状把握や取組結果の検証を行い、成果が不十分な事項については、原因を確認し対策を講じるとともに、各学校における関係者や地域の理解・協力が得られるよう取組を進めていくことが重要である。

本委員会としても、臨検等を通して教職員の勤務実態や取組状況の把握に努め、調査・指導等を適切に行っていく。

※公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

(3) 仕事と生活の両立支援

〔仕事と育児等の両立支援〕

職員が育児や介護など個々の事情を抱えながらも、能力を十分に発揮できる勤務環境の一層の整備が求められており、本県においては、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大や、職員への制度周知及び意向確認、部分休業の取得パターンの多様化など、両立支援制度の充実・強化を図っている。

こうした中で、男性職員の育児参加は「当たり前」や「お互い様」という意識が職場に浸透しつつあり、令和6年の男性職員の育児休業取得率は、知事部局及び警察本部においてそれぞれの取得目標を達成している。一方、教育委員会においては前年から大幅に上昇したものの、目標値には達していないことを踏まえ、今後さらに、各学校の実状に合わせた制度利用を教職員に促すなどの取組が必要である。(図表12)

仕事と育児・介護等の両立支援に向けて、任命権者においては、引き続き代替職員の配置のほか、各所属での対応に必要な支援を行い、職員一人一人

がライフステージに応じた制度を希望どおり利用できるよう、働きやすい職場環境づくりを一層推進していくことが求められる。

図表12 令和6年男性職員の育児休業取得率

(単位：％)

全 体	知 事 部 局	教育委員会	警 察 本 部
89.6 (85.8)	102.9 (82.6)	31.0 (16.5)	110.8 (131.0)

- (注) 1 表中の令和6年の数値は暫定値であり、()内は令和5年の確定値である。
 2 育児休業の取得率は、対象年中に子が生まれた職員(a)に対する、同年中に最初の育児休業を開始した職員(b)の割合(b/a)である。(b)には、対象年の前年以前に子が生まれたものの、当該年には取得せずに、対象年に新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

〔年次有給休暇の取得促進〕

令和6年の年次有給休暇取得日数の平均は全体で13.8日となっており、任命権者ごとの取得目標を達成した一方、取得日数が年5日未満の職員も依然として一定数確認されている。(図表13)

任命権者においては、労働基準法の趣旨を踏まえ、取得日数が著しく少ない職員についてその原因を確認するとともに、他所属の取組事例を共有するなど、年次有給休暇の確実かつ計画的な取得促進を図る必要がある。

図表13 令和6年の年次有給休暇取得日数の平均

(単位：日)

全 体	知 事 部 局	教育委員会	警 察 本 部
13.8	12.8	13.2	16.3
(目標値)	(12.0)	(12.0)	(14.0)

- (注) 1 表中の数値は暫定値である。
 2 ()内は任命権者ごとの目標値である。

(4) 多様で柔軟な働き方の推進

働き方に対する職員の価値観が多様化する中で、柔軟な働き方の一層の推進が求められており、任命権者においては、業務の特性に応じた時差出勤等の制度運用に加え、更なる制度導入の検討を進めている。

その一つであるフレックスタイム制は、日々の出退勤時間や勤務時間を自分で設定することにより、ライフスタイルに合わせた働き方や勤務時間の効率的な配分に大きく寄与することが期待される。他の地方公共団体において導入が拡大していることも踏まえ、本県においても導入に関する具体的な検討が必要である。

また、昨年度知事部局が実施した職場満足度調査の結果、在宅勤務の試行が重点改善項目として整理されているとおり、勤怠管理や実施場所など諸課題を整理し、本格導入に向けた検討を進めていくことが求められる。

任命権者においては、今後も個人の事情や希望に応じた働き方を尊重し、制度を利用しやすい職場環境の整備により、各種制度の利用促進に努める必要がある。

(5) 心身の健康保持

職員の心身の健康保持のため、任命権者には、職員自身の適切なセルフケアとともに、各所属において管理職員による組織的かつ計画的な対策を的確に実行するための支援が一層求められている。

特にメンタルヘルスについては、近年増加傾向にある長期病気休暇等取得者の中でも、心の疾病を原因としているものが全体の6割を超え高い水準にある。

長期病気休暇等に至るには、様々な要因が背景にあることが考えられるところであり、任命権者においては、今後さらにメンタルヘルス研修や健康指導等の充実を図るとともに、ストレスチェック集団分析で明らかになった所属の課題を部局などより多くの組織レベルで共有し、職場環境改善に向けた効果的な取組を一体となって推進していくことが重要である。

(6) ハラスメントの防止

任命権者においては、各種研修や相談窓口の設置など、ハラスメント防止

に向けた措置を講じており、さらに教育委員会では、教職員を対象としたハラスメント調査を実施し、被害等の状況把握と問題解決に取り組んでいる。

本委員会としても相談窓口の周知に加え、関係機関と連携しながら問題の早期解決に向けて取り組んでいるところであるが、ハラスメントに関する相談は毎年一定程度寄せられている。任命権者においてはこうした状況を真摯に受け止め、職員の意識啓発と組織的対応はもとより、職場における信頼関係の構築や職員のコミュニケーション能力の向上を図るなど、ハラスメントを起こさない職場環境の実現に向けて取り組む必要がある。

また、本年6月の労働施策総合推進法※の改正により、カスタマーハラスメントに関する雇用管理上の措置を講ずることが事業主に義務付けられることとなっている。今後、企業等に求められる対応などを踏まえ、本県においても職員をカスタマーハラスメントから守るための更なる組織体制整備など、適切な措置を講じていく必要がある。

※労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

3 公務員倫理の徹底

県政は県民の信頼のもとに成り立ち、職員には高い倫理意識と厳正な服務規律の保持が求められる。任命権者においては、福島県職員倫理審査会の結果等を踏まえ、不祥事対策の継続的な検証と見直しを行い、グループワーク形式の所属内研修や管理職員との個別面談の実施により職員の意識醸成を図るなど不祥事防止に取り組んでいるところであるが、依然として重大な不祥事案が発生している。

任命権者は、職員の法令遵守意識と危機意識の醸成・強化のため、今後もあらゆる機会を捉えて総合的かつ実効性のある再発防止策を継続し、県民の信頼と期待に応えられる組織を確立することが求められる。

Ⅳ 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員の適正な処遇を確保するために設けられているものであり、情勢適応の原則にのっとりた職員の勤務条件の決定方法として定着し、行政運営の安定等に寄与してきている。

職員は、複雑化・多様化する困難な行政課題に対し、社会の変化やニーズに合わせた施策に取り組み、日々職務に精励している。そのような職員の努力や実績に的確に報いていくためにも、職員には、今後とも、社会一般の情勢に適応した適正な処遇が確保される必要があると考える。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割について深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

第 1 令和 7 年 4 月の民間給与との比較による給与改定等

1 給料表の改定

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

2 諸手当の改定

(1) 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対する支給月額を417,600円とすること。

(2) 期末手当・勤勉手当

ア 令和 7 年12月期の支給割合

(ア) 下記(イ)、(ウ)及び(エ)以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.725月分)とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.525月分)とすること。

(イ) 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.075月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分)とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分)とすること。

(ウ) 任期付研究員

期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

(エ) 特定任期付職員

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

(ア) 下記(イ)、(ウ)及び(エ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5125月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

(エ) 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

(3) 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、医師又は歯科医師の宿日直勤務は22,500円、人事委員会規則で定める業務を主として行う宿日直勤務は7,700円とし、執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、それぞれ33,750円、11,550円とすること。

(4) 教職調整額

教職調整額の額を、その者の給料月額100分の10に相当する額とすること。

(5) 義務教育等教員特別手当

義務教育等教員特別手当の額を、8,600円を超えない範囲内とすること。

(6) 多学年学級担当手当

多学年学級担当手当を廃止すること。

第2 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、第1の2の(2)のイについては令和7年12月1日から、第1の1の給料表の改定のうち、教育職給料表、高等学校教育職給料表及び小学校・中学校教育職給料表の備考に定める規定に4級である職員を加える改定並びに第1の2の(4)、(5)及び(6)は令和8年1月1日から、第1の2の(2)のイについては令和8年4月1日から実施すること。

2 経過措置等

(1) 教職調整額の特例措置

令和12年12月31日までの間における割合については、次の表に定める割合とすること。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

(2) その他所要の措置

(1)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	199,400	246,300	281,100	315,500	339,600	374,900	430,500	483,000	537,800	580,800
	2	200,500	247,600	282,100	317,000	341,400	376,600	432,500	488,300	544,800	587,800
	3	201,700	249,000	283,100	318,600	343,300	378,300	434,400	493,300	550,000	593,800
	4	202,800	250,300	284,200	320,100	345,000	380,100	436,300	498,200	554,200	598,600
	5	204,000	251,700	285,300	321,500	346,700	381,900	438,100	502,200	557,600	602,600
	6	205,800	253,100	286,300	322,800	348,400	383,700	439,900	505,600	560,700	605,500
	7	207,400	254,500	287,300	324,100	350,100	385,400	441,800	508,500	563,600	607,900
	8	209,000	255,900	288,300	325,300	351,800	387,100	443,600	511,000	566,100	609,800
	9	210,600	257,200	289,300	326,600	353,600	388,300	445,500	513,000	568,100	
	10	212,400	258,400	290,400	328,300	355,400	390,000	447,000			
	11	214,100	259,700	291,400	330,000	357,200	391,500	448,400			
	12	215,800	261,100	292,700	331,700	358,900	393,100	449,900			
	13	217,300	262,300	293,700	333,100	360,600	395,000	451,500			
	14	218,900	263,500	295,100	334,700	362,200	397,000	452,800			
	15	220,400	264,700	296,200	336,400	363,900	398,900	454,100			
	16	222,100	265,900	297,400	338,000	365,400	400,800	455,300			
	17	223,400	266,900	298,600	339,500	367,000	402,500	456,400			
	18	225,000	268,000	299,900	341,200	368,800	404,300	457,700			
	19	226,600	269,100	301,100	342,900	370,500	406,000	459,100			
	20	228,200	270,200	302,400	344,700	372,200	407,800	460,400			
	21	229,900	271,300	303,400	346,300	373,300	409,300	461,600			
	22	231,500	272,300	304,700	348,100	374,800	410,700	462,400			
	23	233,200	273,300	305,900	349,800	376,300	412,100	463,200			
	24	235,000	274,300	307,300	351,400	377,800	413,500	464,000			
	25	236,700	275,300	308,700	353,000	379,600	415,100	464,600			
	26	238,400	276,400	309,700	354,900	381,400	416,300	465,200			
	27	239,900	277,500	310,800	356,800	383,000	417,600	465,800			
	28	241,300	278,500	312,000	358,400	384,900	418,700	466,500			
	29	242,500	279,300	313,400	359,600	386,400	419,600	467,200			
	30	243,500	280,200	314,700	361,300	387,700	420,800	468,000			
	31	244,500	281,200	315,900	363,000	388,900	421,900	468,500			
	32	245,500	282,000	317,000	364,700	390,300	423,000	469,200			
	33	246,500	282,900	318,200	366,600	391,400	423,800	469,700			
	34	247,700	283,900	319,600	368,400	392,400	424,500	470,100			
	35	248,800	284,800	320,900	370,300	393,400	425,100	470,500			
	36	249,700	285,500	322,200	372,000	394,400	425,700	470,900			
	37	250,500	286,100	323,600	373,600	395,400	426,300	471,400			
	38	251,400	286,700	325,000	375,100	396,200	426,900	471,700			
	39	252,300	287,300	326,400	376,500	397,100	427,500	471,900			
	40	253,100	288,000	327,800	377,900	397,900	428,100	472,200			
	41	254,000	288,800	329,200	379,300	398,800	428,500	472,500			
	42	254,900	289,600	330,600	380,200	399,600	428,700	472,800			
	43	255,600	290,400	332,000	381,000	400,300	429,000	473,100			
	44	256,200	291,100	333,200	382,000	401,100	429,300	473,300			

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	45	256,900	291,700	334,400	383,000	401,800	429,500	473,600	円	円	円
	46	257,500	292,400	335,700	384,100	402,500	429,900				
	47	258,100	293,200	337,000	385,200	403,200	430,200				
	48	258,900	293,900	338,300	386,100	403,900	430,400				
	49	259,700	294,600	339,300	387,000	404,500	430,600				
	50	260,200	295,400	340,500	387,700	405,000	430,800				
	51	260,700	296,100	341,700	388,400	405,600	431,000				
	52	261,200	296,900	343,000	389,000	406,300	431,300				
	53	261,600	297,600	344,400	389,300	406,800	431,500				
	54	262,100	298,200	345,400	389,900	407,300	431,800				
	55	262,600	299,000	346,500	390,500	407,900	432,000				
	56	263,000	299,600	347,700	391,200	408,400	432,300				
	57	263,500	300,300	348,600	391,700	408,800	432,600				
	58	264,000	301,000	349,400	392,400	409,400	432,900				
	59	264,300	301,700	350,100	393,100	410,000	433,200				
	60	264,600	302,400	350,900	393,600	410,500	433,400				
	61	264,900	303,000	351,600	394,100	410,800	433,600				
	62	265,200	303,600	352,000	394,600	411,300	433,800				
	63	265,500	304,200	352,700	395,100	412,000	434,000				
	64	265,800	304,900	353,400	395,700	412,500	434,200				
	65	266,100	305,600	354,000	396,200	412,800	434,400				
	66	266,400	306,200	354,700	396,800	413,300	434,900				
	67	266,700	306,800	355,400	397,500	413,500	435,400				
	68	267,000	307,200	356,000	398,100	413,900	435,900				
	69	267,300	307,600	356,600	398,600	414,200	436,300				
	70	267,600	308,000	357,200	399,100	414,500	436,600				
	71	267,900	308,500	357,800	399,700	414,800	437,200				
	72	268,200	309,200	358,300	400,200	415,000	437,800				
	73	268,500	309,800	358,600	400,700	415,200	438,300				
	74	268,800	310,200	359,100	401,300	415,600	438,600				
	75	269,100	310,500	359,500	401,600	415,900	439,200				
	76	269,400	310,800	359,900	402,000	416,100	439,900				
	77	269,700	311,000	360,300	402,400	416,300	440,300				
	78	270,000	311,400	360,800	402,900	416,900					
	79	270,300	311,800	361,300	403,300	417,500					
	80	270,600	312,000	361,800	403,600	418,100					
	81	270,900	312,200	362,200	404,100	418,500	420,400				
	82	271,200	312,500	362,600	404,700	418,900					
	83	271,500	312,700	363,000	405,200	419,300					
	84	271,800	312,900	363,400	405,600	419,900					
	85	272,100	313,200	363,700	405,800	420,400					
	86	272,400	313,400	364,200	406,100						
	87	272,700	313,700	364,600	406,500						
	88	273,000	314,000	365,000	406,900						
	89	273,300	314,200	365,200	407,200						
	90	273,600	314,500	365,600	407,700						
	91	273,900	314,800	365,900	408,100						
	92	274,200	315,000	366,300	408,500						

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	93	274,500	315,200	366,600	408,800						
	94		315,500	366,800							
	95		315,900	367,100							
	96		316,300	367,500							
	97		316,500	367,900							
	98		316,800	368,300							
	99		317,000	368,700							
	100		317,400	369,000							
	101		317,600	369,500							
	102		317,900	369,900							
	103		318,300	370,300							
	104		318,600	370,700							
	105		318,800	371,100							
	106		319,100	371,400							
	107		319,500	371,800							
	108		319,800	372,100							
	109		320,000	372,500							
	110		320,300								
	111		320,700								
	112		321,000								
	113		321,200								
	114		321,600								
	115		321,800								
	116		322,200								
	117		322,400								
	118		322,600								
	119		322,900								
	120		323,100								
	121		323,300								
	122		323,600								
	123		323,900								
	124		324,200								
	125		324,500								
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		204,600	232,900	275,600	296,700	312,700	339,400	383,500	418,900	473,500	557,400

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	229,700	251,100	274,200	312,700	350,800	373,400	405,500	443,300	491,500	538,200
	2	232,100	253,300	276,100	313,700	352,300	375,100	407,200	445,000	497,700	545,000
	3	234,500	255,400	278,300	314,800	353,800	377,000	408,900	446,500	502,700	550,100
	4	236,900	257,600	280,400	315,800	355,500	378,700	410,800	448,100	506,900	554,400
	5	239,100	259,600	282,200	316,700	356,800	380,300	412,400	449,700	510,900	557,700
	6	241,300	261,700	283,500	317,500	358,400	382,000	414,100	451,300	514,300	561,200
	7	243,700	263,600	284,800	318,100	359,900	383,500	415,900	452,800	517,200	564,100
	8	245,900	265,400	286,100	319,000	361,400	385,200	417,600	454,300	519,700	566,600
	9	248,200	267,400	287,400	319,900	362,900	386,800	419,100	455,400	521,900	568,600
	10	250,300	269,200	288,700	320,600	364,500	388,500	420,500	456,800		
	11	252,600	270,900	289,800	321,300	366,200	390,100	422,100	458,400		
	12	254,600	272,500	291,000	321,900	367,800	391,800	423,800	459,800		
	13	256,500	274,300	292,200	322,700	369,300	393,600	425,600	461,200		
	14	258,500	276,100	293,200	323,400	371,000	395,200	427,500	462,900		
	15	260,500	277,200	294,300	324,000	372,400	396,900	429,500	464,500		
	16	262,100	278,600	295,700	324,800	374,100	398,600	431,400	466,200		
	17	263,800	279,800	296,700	325,300	375,500	400,200	433,400	467,800		
	18	265,500	281,100	297,900	326,400	377,100	401,900	435,000	469,500		
	19	267,200	282,200	298,900	327,400	378,800	403,600	436,600	471,200		
	20	268,700	283,400	299,900	328,200	380,500	405,300	438,400	472,800		
	21	270,900	284,700	301,100	329,000	382,000	406,800	440,100	474,300		
	22	272,400	285,800	302,000	330,500	383,600	408,400	441,600	474,900		
	23	273,700	286,900	302,900	332,000	385,300	410,100	443,100	475,600		
	24	275,400	288,000	303,500	333,900	386,900	411,900	444,600	476,300		
	25	276,700	289,000	304,000	335,300	388,600	413,700	445,800	476,800		
	26	278,400	290,300	304,900	336,800	390,400	415,700	447,300	477,400		
	27	279,600	291,500	305,400	338,200	392,200	417,600	448,800	478,000		
	28	280,800	292,800	305,900	339,300	393,800	419,700	450,300	478,600		
	29	282,000	293,900	306,600	340,200	395,300	421,400	451,800	479,100		
	30	283,100	294,900	307,100	341,400	396,900	422,900	453,100	479,600		
	31	284,200	295,900	307,700	342,500	398,600	424,300	454,300	480,000		
	32	285,300	296,900	308,300	343,800	400,200	425,700	455,600	480,500		
	33	286,600	298,100	309,000	344,700	402,200	426,700	456,400	481,000		
	34	287,900	298,700	309,500	346,100	404,200	428,000	457,200	481,500		
	35	289,100	299,500	309,700	347,300	406,200	429,000	457,900	481,800		
	36	290,400	300,100	310,200	348,600	408,300	430,000	458,600	482,300		
	37	291,300	300,700	310,900	349,900	410,000	430,800	459,300	482,700		
	38	292,300	301,400	311,700	351,100	411,800	431,900	459,800	482,900		
	39	293,500	302,100	312,200	352,300	413,300	433,100	460,200	483,100		
	40	294,500	303,000	312,600	353,500	414,900	434,300	460,500	483,300		
	41	295,100	303,900	313,100	354,600	416,300	435,400	460,700	483,600		
	42	296,000	304,400	314,200	355,800	417,000	436,200	461,100	483,800		
	43	296,900	305,200	315,400	356,900	418,000	437,000	461,400	484,000		
	44	297,700	306,200	316,200	358,200	419,200	437,700	461,700	484,200		
	45	298,300	306,700	316,800	359,300	420,200	438,100	461,900	484,600		
	46	298,800	307,300	317,600	360,600	421,300	438,800	462,100	484,800		
	47	299,400	307,800	318,600	362,000	422,500	439,500	462,400	485,000		
	48	300,000	308,400	319,400	363,200	423,700	440,200	462,600	485,200		

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	49	300,400	308,900	320,000	364,400	425,000	440,800	462,800	485,700		
	50	300,900	309,800	320,900	365,800	425,700	441,300	463,100	485,900		
	51	301,500	310,300	322,100	367,100	426,500	441,900	463,400	486,100		
	52	302,100	310,700	323,400	368,400	427,200	442,500	463,700	486,300		
	53	302,600	311,200	324,100	369,600	427,800	442,900	464,000	486,700		
	54	303,200	312,000	325,300	370,900	428,500	443,300	464,300			
	55	303,700	312,900	326,300	372,200	429,100	443,900	464,500			
	56	304,300	313,500	327,500	373,400	429,800	444,400	464,800			
	57	304,900	314,100	328,500	374,200	430,100	444,900	465,000			
	58	305,400	314,700	329,800	375,500	430,800	445,300	465,300			
	59	306,000	315,800	330,800	377,000	431,500	445,800	465,600			
	60	306,400	316,300	332,000	378,500	432,000	446,200	465,800			
	61	307,100	317,000	332,600	379,900	432,300	446,500	466,000			
	62	307,500	317,700	333,900	381,400	432,800	446,800	466,300			
	63	308,100	318,700	335,000	382,900	433,300	447,100	466,600			
	64	308,500	319,600	336,100	384,300	433,800	447,400	466,900			
	65	309,100	320,300	337,100	385,600	434,300	447,600	467,100			
	66	309,600	321,300	338,200	387,100	434,700	447,900	467,500			
	67	310,100	321,900	339,600	388,400	435,200	448,200	467,800			
	68	310,500	323,000	340,700	389,900	435,800	448,400	468,100			
	69	311,000	323,700	341,700	390,900	436,100	448,600	468,300			
	70	311,400	324,700	342,800	392,200	436,700	449,000	468,600			
	71	311,800	325,500	344,000	393,500	437,300	449,300	468,900			
	72	312,300	326,600	345,200	394,700	437,800	449,500	469,200			
	73	312,800	327,000	346,300	396,200	438,000	449,700	469,900			
	74	313,300	328,100	347,600	397,400	438,500	450,000				
	75	313,900	329,000	349,000	398,600	438,900	450,300				
	76	314,300	329,700	350,300	399,700	439,400	450,500				
	77	314,800	330,400	351,300	400,700	439,700	450,700				
	78	315,300	331,300	352,700	401,900	440,200	451,000				
	79	315,900	332,500	354,100	403,100	440,500	451,300				
	80	316,500	333,500	355,600	404,400	440,800	451,500				
	81	317,100	334,300	356,900	405,400	441,100	451,700				
	82	317,600	335,300	358,500	406,000	441,600	452,000				
	83	318,300	336,300	360,100	406,600	442,000	452,300				
	84	318,900	337,300	361,600	407,100	442,400	452,600				
	85	319,500	338,400	363,100	407,700	442,700	452,800				
	86	320,100	339,500	364,700	408,300	443,100	453,100				
	87	320,800	340,700	366,200	408,900	443,500	453,400				
	88	321,400	341,700	367,600	409,500	443,900	453,600				
	89	322,200	342,300	368,800	409,900	444,200	453,800				
	90	322,900	343,600	370,200	410,500	444,600	454,100				
	91	323,600	344,900	371,400	410,900	445,000	454,400				
	92	324,300	346,100	372,800	411,400	445,400	454,600				
	93	324,800	347,300	374,100	411,700	445,800	454,800				
	94	325,700	348,700	375,600	412,300	446,200					
	95	326,600	349,900	377,100	412,800	446,600					
	96	327,400	351,200	378,500	413,400	446,900					
	97	328,200	352,300	380,000	413,600	447,300					
	98	329,100	353,700	381,200	414,100						
	99	330,000	354,900	382,400	414,500						
	100	330,900	356,200	383,600	414,900						

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	101	331,800	357,500	384,600	415,200						
	102	332,800	358,600	385,800	415,700						
	103	333,800	359,700	387,000	416,100						
	104	334,700	360,800	388,100	416,400						
	105	335,600	361,900	389,300	416,700						
	106	336,200	363,000	389,900	417,200						
	107	336,800	364,100	390,500	417,700						
	108	337,400	365,100	391,100	418,200						
	109	337,900	366,100	391,700	418,500						
	110	338,400	367,100	392,200	419,000						
	111	338,800	368,100	392,600	419,500						
	112	339,300	369,100	393,100	420,000						
	113	340,200	369,900	393,400	420,300						
	114	340,800	370,900	393,800	420,800						
	115	341,500	371,800	394,300	421,300						
	116	342,100	372,800	394,900	421,800						
	117	342,700	373,900	395,200	422,300						
	118	343,400	374,300	395,700	422,700						
	119	344,100	374,900	396,300	423,200						
	120	344,800	375,500	396,800	423,700						
	121	345,400	376,000	397,000	424,200						
	122	345,700	376,500	397,500	424,600						
	123	346,200	376,900	398,000	425,100						
	124	346,700	377,400	398,500	425,600						
	125	347,000	377,700	399,000	426,100						
	126		378,200	399,500							
	127		378,600	400,000							
	128		379,100	400,500							
	129		379,500	400,800							
	130			401,300							
	131			401,800							
	132			402,300							
	133			402,500							
	134			403,000							
	135			403,500							
	136			404,000							
	137			404,300							
	138			404,700							
	139			405,200							
	140			405,700							
	141			406,000							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		261,100	273,400	278,200	312,200	329,600	344,400	369,500	406,800	440,500	485,400

教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	216,700	264,300	338,100	397,900	476,000
	2	219,100	265,700	340,000	399,500	477,900
	3	221,400	267,300	341,900	401,000	479,700
	4	223,700	268,700	343,700	402,500	481,600
	5	226,000	270,200	345,300	404,100	483,400
	6	228,300	271,500	347,300	405,500	485,200
	7	230,600	272,700	349,200	407,100	487,000
	8	232,800	274,000	351,100	408,500	488,900
	9	235,100	275,100	353,000	410,400	490,500
	10	237,300	276,200	355,200	411,900	492,200
	11	239,700	277,200	357,200	413,500	493,800
	12	241,900	278,300	359,000	415,000	495,500
	13	244,200	279,700	360,500	416,200	497,000
	14	246,300	281,400	362,300	417,800	498,400
	15	248,500	283,100	364,000	419,400	499,800
	16	250,600	284,800	365,700	420,900	501,200
	17	252,900	286,400	367,400	422,500	502,300
	18	254,700	288,400	369,100	424,000	502,900
	19	256,500	290,600	370,300	425,700	503,500
	20	258,200	292,900	371,500	427,100	504,300
	21	260,000	295,100	373,000	428,400	504,900
	22	261,300	297,300	374,800	429,800	505,600
	23	262,600	300,000	376,500	431,300	506,300
	24	263,800	302,300	378,100	432,800	507,000
	25	265,200	304,400	379,800	434,300	507,700
	26	266,500	306,500	381,400	435,700	508,400
	27	267,700	308,400	383,000	437,100	509,100
	28	269,000	310,300	384,500	438,600	509,800
	29	270,200	312,000	386,100	440,000	510,400
	30	271,200	313,900	387,800	441,300	511,200
	31	272,300	315,700	389,400	442,900	511,900
	32	273,400	317,500	391,000	444,500	512,600
	33	274,500	319,200	392,600	446,000	513,200
	34	275,600	321,000	394,300	447,400	513,900
	35	276,700	322,800	395,800	449,000	514,700
	36	278,000	324,600	397,300	450,700	515,400
	37	279,300	326,100	399,000	452,400	516,000
	38	280,400	327,900	400,500	453,800	516,700
	39	281,500	330,000	402,100	455,400	517,400
	40	282,600	331,700	403,500	457,100	518,200
	41	283,900	333,100	404,900	458,400	518,800
	42	284,900	335,100	406,400	459,900	519,500
	43	286,000	336,900	407,900	461,400	520,200
	44	286,900	338,600	409,300	462,700	520,900

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	45	287,700	340,200	410,900	463,900	521,600
	46	288,600	342,100	412,500	465,200	
	47	289,500	344,200	414,200	466,500	
	48	290,400	346,000	415,600	467,700	
	49	291,200	347,700	416,800	468,800	
	50	291,900	349,400	418,300	470,000	
	51	292,700	351,100	419,700	471,200	
	52	293,500	353,000	421,100	472,500	
	53	294,300	354,900	422,300	473,600	
	54	295,300	356,400	423,500	474,800	
	55	295,900	357,700	424,900	476,100	
	56	296,700	359,100	426,200	477,300	
	57	297,400	360,800	427,500	478,400	
	58	298,200	362,400	428,900	479,100	
	59	298,900	363,900	430,300	479,600	
	60	299,700	365,700	431,600	480,100	
	61	300,200	367,100	432,800	480,600	
	62	300,900	368,800	434,200	481,200	
	63	301,700	370,400	435,700	481,700	
	64	302,500	371,800	437,000	482,200	
	65	303,400	373,600	438,200	482,800	
	66	304,300	375,200	439,500	483,400	
	67	305,000	376,900	440,800	483,900	
	68	305,700	378,300	442,200	484,400	
	69	306,400	379,800	443,600	484,900	
	70	307,300	381,600	444,800	485,500	
	71	308,000	383,200	445,800	486,100	
	72	308,800	384,700	447,100	486,600	
	73	309,400	386,700	448,300	487,100	
	74	310,300	388,400	449,400	487,700	
	75	311,000	390,200	450,700	488,400	
	76	311,800	391,800	451,700	489,400	
	77	312,400	393,100	452,800	490,000	
	78	313,000	394,500	453,900	491,000	
	79	313,600	395,900	454,900	492,000	
	80	314,300	397,300	455,900	493,000	
	81	314,900	398,700	456,800	493,700	
	82	315,500	400,100	457,700		
	83	316,300	401,500	458,500		
	84	317,100	403,000	459,300		
	85	317,700	404,000	460,000		
	86	318,600	405,500	460,400		
	87	319,400	406,800	460,900		
	88	320,000	408,200	461,300		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	89	320,600	409,400	461,700		
	90	321,500	410,700	462,000		
	91	322,300	411,900	462,300		
	92	323,100	413,100	462,500		
	93	324,000	414,300	462,800		
	94	324,900	415,500	463,100		
	95	325,800	416,700	463,400		
	96	326,600	418,100	463,600		
	97	327,100	419,300	463,800		
	98	327,800	420,400	464,200		
	99	328,700	421,400	464,500		
	100	329,400	422,500	464,700		
	101	330,300	423,300	464,900		
	102	331,100	424,300	465,200		
	103	332,000	425,400	465,500		
	104	332,800	426,500	465,700		
	105	333,400	427,200	465,900		
	106	334,200	428,200			
	107	335,100	429,100			
	108	336,000	430,100			
	109	336,600	430,900			
	110	337,000	431,700			
	111	337,400	432,500			
	112	337,900	433,300			
	113	338,400	433,800			
	114	338,800	434,600			
	115	339,200	435,300			
	116	339,600	436,000			
	117	339,900	436,500			
	118	340,400	437,000			
	119	340,900	437,400			
	120	341,400	437,700			
	121	341,700	438,000			
	122	342,100	438,300			
	123	342,500	438,600			
	124	343,100	438,800			
	125	343,300	439,000			
	126	343,700	439,300			
	127	344,000	439,600			
	128	344,400	439,800			
	129	344,600	440,000			
	130	344,900	440,300			
	131	345,300	440,700			
	132	345,600	440,900			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	133	345,800	441,200			
	134	346,000	441,400			
	135	346,200	441,700			
	136	346,500	441,900			
	137	346,700	442,100			
	138	346,900	442,400			
	139	347,200	442,700			
	140	347,500	442,900			
	141	347,700	443,100			
	142	347,900	443,400			
	143	348,200	443,700			
	144	348,500	444,000			
	145	348,700	444,200			
	146	348,900	444,500			
	147	349,200	444,800			
	148	349,500	445,000			
	149	349,700	445,200			
	150	349,900	445,500			
	151	350,200	445,800			
	152	350,500	446,100			
	153	350,700	446,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		253,300	296,100	327,000	357,100	447,300

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級又は4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額
は、この表の額に人事委員会規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	198,400	249,500	343,000	391,600	443,700
	2	199,500	253,800	345,200	393,500	449,700
	3	200,700	256,700	347,200	395,300	455,800
	4	201,800	259,300	349,000	397,000	461,500
	5	203,000	262,100	351,000	398,100	467,000
	6	205,200	263,700	353,200	399,700	471,600
	7	207,300	265,100	355,300	401,100	475,100
	8	209,400	266,500	357,300	402,600	479,400
	9	211,600	268,100	358,900	404,200	482,900
	10	213,800	270,100	360,600	406,000	486,700
	11	215,800	271,800	362,400	407,700	492,200
	12	217,800	273,800	364,300	409,200	496,700
	13	219,800	275,900	365,700	410,500	499,700
	14	221,600	278,100	367,100	412,200	501,700
	15	223,500	280,400	368,200	413,800	
	16	225,300	282,700	369,400	415,500	
	17	227,300	284,700	370,500	416,700	
	18	229,000	287,100	371,700	418,000	
	19	230,900	289,400	373,000	419,000	
	20	232,700	291,800	374,400	420,100	
	21	234,500	294,200	375,600	421,300	
	22	236,400	296,200	376,700	422,400	
	23	238,300	298,600	377,800	423,500	
	24	240,100	300,500	378,700	424,400	
	25	241,900	302,500	380,100	425,000	
	26	243,900	304,500	381,200	426,100	
	27	245,900	306,500	382,300	427,200	
	28	247,800	308,700	383,300	428,400	
	29	249,400	310,500	384,500	429,300	
	30	250,900	312,100	385,200	430,400	
	31	252,000	313,800	386,100	431,600	
	32	253,000	315,400	386,800	432,600	
	33	254,400	317,100	387,800	433,400	
	34	255,500	318,700	388,700	434,400	
	35	256,800	320,300	389,600	435,400	
	36	258,100	321,900	390,400	436,400	
	37	259,800	323,200	391,000	437,000	
	38	261,300	324,100	391,800	437,600	
	39	262,800	325,200	392,600	438,200	
	40	264,300	326,200	393,500	438,900	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	41	265,700	326,300	394,300	439,300	
	42	267,000	327,100	395,500	439,800	
	43	268,400	327,600	396,700	440,300	
	44	269,800	328,200	397,900	440,700	
	45	271,500	328,600	398,600	441,000	
	46	272,800	329,100	399,600	441,400	
	47	274,100	329,700	400,500	442,000	
	48	275,300	330,500	401,200	442,900	
	49	276,500	330,700	401,900	443,500	
	50	277,600	331,100	402,600	444,300	
	51	278,800	331,600	403,200	444,800	
	52	279,900	332,400	403,800	445,600	
	53	281,100	332,600	404,300	445,900	
	54	282,200	333,200	405,200	446,600	
	55	283,200	333,600	406,000	447,100	
	56	284,300	334,100	406,800	447,500	
	57	285,200	334,600	407,500	447,900	
	58	285,800	335,000	408,300		
	59	286,400	335,400	409,000		
	60	287,200	335,700	409,700		
	61	287,900	336,100	410,300		
	62	288,500	336,600	411,000		
	63	289,200	337,200	411,600		
	64	289,800	337,800	412,200		
	65	290,100	338,500	412,800		
	66	290,800	339,100	413,400		
	67	291,500	339,800	414,100		
	68	292,100	340,500	414,900		
	69	292,900	341,100	415,600		
	70	293,600	341,700	416,200		
	71	294,400	342,200	416,800		
	72	295,200	342,800	417,400		
	73	295,800	343,600	417,900		
	74	296,200	344,400	418,500		
	75	297,000	345,100	419,200		
	76	297,700	345,800	419,700		
	77	298,300	346,200	420,200		
	78	299,200	346,800	420,700		
	79	299,900	347,600	421,200		
	80	300,600	348,400	421,900		
	81	301,200	348,900	422,300		
	82	301,800	349,600			
	83	302,500	350,200			
	84	303,100	350,800			

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	85	303,600	351,400			
	86	304,300	351,900			
	87	305,000	352,300			
	88	305,800	352,700			
	89	306,500	352,900			
	90	307,300	353,400			
	91	308,000	353,700			
	92	308,500	354,100			
	93	309,400	354,400			
	94	310,000	354,800			
	95	310,600	355,200			
	96	311,100	355,600			
	97	311,900	356,100			
	98	312,500	356,600			
	99	313,200	357,100			
	100	313,600	357,700			
	101	313,800	358,200			
	102	314,100	358,700			
	103	314,400	359,100			
	104	314,800	359,600			
	105	315,300	359,800			
	106	315,700	360,300			
	107	316,100	360,700			
	108	316,400	361,200			
	109	316,700	361,700			
	110	317,100	362,200			
	111	317,400	362,500			
	112	317,600	363,000			
	113	318,000	363,500			
	114	318,300	363,900			
	115	318,600	364,300			
	116	318,900	364,700			
	117	319,100	365,200			
	118	319,400	365,600			
	119	319,600	366,100			
	120	319,900	366,500			
	121	320,200	366,900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		234,500	278,900	305,500	345,700	376,100

医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	308,700	420,600	476,100	573,500
	2	311,000	423,300	478,100	579,800
	3	313,300	426,200	480,100	584,900
	4	315,600	428,500	482,000	589,700
	5	317,900	430,900	483,900	594,000
	6	321,400	433,200	485,600	598,500
	7	325,000	435,200	487,500	601,900
	8	328,500	437,400	489,400	604,800
	9	331,700	439,700	491,500	607,300
	10	335,500	441,100	493,200	609,600
	11	339,100	442,600	495,000	
	12	342,600	444,300	496,800	
	13	346,200	445,900	498,600	
	14	349,600	447,200	500,300	
	15	353,100	448,700	502,100	
	16	356,500	450,100	504,000	
	17	360,000	451,400	505,700	
	18	363,200	452,900	507,600	
	19	366,400	454,400	509,500	
	20	369,600	455,800	511,400	
	21	372,900	457,200	513,100	
	22	376,100	458,800	514,800	
	23	379,300	460,400	516,600	
	24	382,400	461,800	518,400	
	25	385,500	463,300	519,900	
	26	387,900	464,700	521,700	
	27	390,300	466,000	523,500	
	28	392,400	467,400	525,000	
	29	394,400	468,800	526,400	
	30	396,300	470,100	528,100	
	31	398,100	471,500	529,900	
	32	399,700	472,900	531,700	
	33	401,100	474,300	533,200	
	34	403,200	475,700	534,500	
	35	405,000	477,000	535,800	
	36	406,300	478,500	537,100	
	37	408,000	479,700	538,200	
	38	409,400	481,500	539,500	
	39	410,900	483,100	540,800	
	40	412,500	484,600	542,100	
	41	414,000	486,000	543,100	
	42	414,700	487,200	544,000	
	43	415,300	488,300	544,900	
	44	416,000	489,400	545,800	
	45	416,800	490,100	546,400	
	46	417,400	491,100	547,300	
	47	418,000	492,100	548,100	
	48	418,500	492,900	548,900	
	49	419,000	493,600	549,700	
	50	419,400	494,300	550,500	
	51	419,900	495,000	551,400	
	52	420,400	495,600	552,300	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	53	420,800	496,100	553,100	
	54	421,100	496,800	554,000	
	55	421,600	497,400	554,900	
	56	422,000	498,100	555,700	
	57	422,400	498,400	556,400	
	58	422,800	498,900	557,200	
	59	423,200	499,500	558,000	
	60	423,700	500,200	558,800	
	61	424,000	500,600	559,600	
	62	424,300	501,100	560,500	
	63	424,600	501,800	561,400	
	64	424,900	502,500	562,300	
	65	425,200	502,800	563,100	
	66		503,400	564,000	
	67		504,000	564,900	
	68		504,600	565,800	
	69		505,100	566,700	
	70		505,700	567,600	
	71		506,300	568,500	
	72		506,900	569,400	
	73		507,200	570,200	
	74		507,700		
	75		508,200		
	76		508,700		
	77		509,100		
	78		509,700		
	79		510,200		
	80		510,700		
	81		511,200		
	82		511,800		
	83		512,400		
	84		512,900		
	85		513,400		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		316,800	361,200	418,400	495,200

医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	206,900	246,300	280,500	299,800	331,800	380,000	436,500
	2	209,000	247,600	281,300	300,700	333,300	381,800	438,400
	3	211,100	249,000	281,900	301,600	335,000	383,400	440,500
	4	213,200	250,400	282,600	302,500	336,600	385,100	442,200
	5	215,300	251,400	283,900	303,000	338,000	386,600	444,000
	6	217,300	252,500	284,900	304,200	339,800	388,300	445,600
	7	219,500	253,700	285,600	305,100	341,400	389,800	447,200
	8	221,300	254,600	286,500	306,000	343,100	391,500	448,800
	9	223,100	255,700	287,000	306,800	344,300	393,100	450,300
	10	225,000	256,800	287,800	307,700	346,000	395,200	451,600
	11	226,900	257,900	288,800	308,400	347,500	397,300	452,900
	12	229,000	259,100	289,500	309,200	349,100	399,300	454,300
	13	230,700	260,400	290,700	309,700	350,600	400,900	455,600
	14	232,700	261,600	291,600	310,900	352,100	402,600	456,900
	15	234,900	262,700	292,400	311,900	353,800	404,300	458,200
	16	237,000	263,700	293,100	313,200	355,300	406,000	459,300
	17	239,200	264,700	293,400	314,100	356,900	407,800	460,500
	18	240,300	265,700	294,600	315,500	358,600	409,300	461,700
	19	241,400	266,700	295,500	316,700	360,200	410,900	462,900
	20	242,400	267,700	296,300	318,100	361,800	412,300	464,200
	21	243,700	268,700	297,000	319,300	363,700	413,700	465,200
	22	244,500	269,700	298,200	320,600	365,200	414,900	465,900
	23	245,400	270,600	299,100	321,800	366,800	416,200	466,500
	24	246,200	271,500	299,800	323,100	368,200	417,400	467,200
	25	247,200	272,300	300,600	324,500	369,500	418,500	467,700
	26	248,100	273,100	301,500	325,800	371,100	419,600	468,100
	27	249,000	274,000	302,300	327,000	372,600	420,800	468,500
	28	250,000	274,900	303,100	328,100	374,100	422,000	468,900
	29	251,000	275,500	304,100	329,200	375,700	422,800	469,300
	30	251,700	276,300	305,200	330,500	377,200	423,600	469,700
	31	252,500	277,100	306,200	331,700	378,700	424,300	470,000
	32	253,300	278,100	307,200	332,800	380,200	425,000	470,300
	33	254,000	279,100	308,300	334,000	381,500	425,500	470,600
	34	254,600	280,000	309,500	335,100	382,700	426,200	471,000
	35	255,200	280,700	310,600	336,600	383,900	426,600	471,300
	36	255,800	281,600	311,700	338,000	384,900	427,100	471,600
	37	256,600	282,400	312,700	338,800	385,900	427,500	471,900
	38	257,200	283,200	313,800	340,000	386,800	427,700	
	39	257,900	284,100	314,800	341,300	387,700	428,000	
	40	258,400	284,800	315,800	342,400	388,800	428,400	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	41	259,100	285,500	316,700	343,700	389,800	428,700	
	42	259,700	286,500	317,900	345,100	390,800	429,000	
	43	260,300	287,300	318,900	346,400	391,700	429,300	
	44	260,800	288,000	320,100	347,500	392,600	429,600	
	45	261,200	288,800	321,200	348,400	393,400	429,800	
	46	261,800	289,600	322,200	349,400	394,300	430,100	
	47	262,200	290,400	323,600	350,400	395,200	430,400	
	48	262,700	291,400	324,500	351,200	396,000	430,700	
	49	263,100	292,000	325,500	352,100	396,600	430,900	
	50	263,500	292,700	326,500	353,000	397,400	431,100	
	51	264,000	293,400	327,700	353,900	398,200	431,400	
	52	264,500	294,100	328,900	354,700	399,000	431,700	
	53	265,100	294,800	330,200	355,500	399,400	431,800	
	54	265,500	295,400	331,400	356,300	400,100	432,300	
	55	266,000	296,200	332,400	357,000	400,800	432,600	
	56	266,300	296,900	333,300	357,900	401,400	432,900	
	57	266,600	297,900	334,000	358,500	401,900	433,100	
	58	266,800	298,600	335,100	358,900	402,500	433,400	
	59	267,100	299,300	336,100	359,400	403,100	433,700	
	60	267,500	299,800	337,200	360,000	403,800	434,000	
	61	267,900	300,300	338,000	360,600	404,200	434,300	
	62	268,400	301,000	338,700	361,300	404,700	434,600	
	63	268,800	301,700	339,400	362,000	405,200	435,100	
	64	269,100	302,200	340,000	362,600	405,700	435,800	
	65	269,600	302,900	340,700	363,300	406,200	436,200	
	66	269,900	303,600	341,400	363,900	406,800	436,700	
	67	270,300	304,500	342,000	364,500	407,300	437,400	
	68	270,600	305,100	342,600	365,100	408,000	438,100	
	69	270,800	305,800	343,200	365,400	408,500	438,600	
	70	271,200	306,500	343,600	365,900	409,000	439,300	
	71	271,500	307,100	343,900	366,400	409,400	439,900	
	72	271,900	307,700	344,500	366,900	409,800	440,600	
	73	272,300	308,500	345,100	367,300	410,100	441,100	
	74	272,600	309,000	345,600	367,800	410,600		
	75	273,000	309,500	346,100	368,300	411,000		
	76	273,400	310,000	346,500	368,700	411,400		
	77	273,600	310,200	347,100	369,100	411,900		
	78	273,900	310,500	347,600	369,500	412,400		
	79	274,200	310,700	348,100	369,700	412,800		
	80	274,400	310,900	348,600	370,000	413,200		

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	81	274,600	311,200	349,000	370,500	413,500		
	82	274,900	311,400	349,300	370,900	414,000		
	83	275,200	311,800	349,600	371,300	414,400		
	84	275,500	312,200	349,900	371,700	414,800		
	85	275,700	312,400	350,200	372,100	415,300		
	86		312,700	350,600	372,400	415,800		
	87		312,900	350,900	372,600	416,200		
	88		313,200	351,300	372,800	416,600		
	89		313,400	351,800	373,200	417,000		
	90		313,600	352,000	373,500	417,500		
	91		313,800	352,300	373,700	417,900		
	92		314,000	352,600	374,000	418,300		
	93		314,400	352,800	374,400	418,700		
	94		314,600	353,100	374,800			
	95		314,800	353,400	375,200			
	96		315,100	353,600	375,600			
	97		315,300	353,800	376,100			
	98		315,500	354,200	376,500			
	99		315,800	354,500	376,900			
	100		316,100	354,700	377,300			
	101		316,400	354,900	377,800			
	102		316,700	355,300				
	103		317,000	355,700				
	104		317,300	356,000				
	105		317,500	356,200				
	106			356,500				
	107			356,900				
	108			357,300				
	109			357,500				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		204,900	232,300	262,400	278,700	304,200	347,500	392,400

医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	225,700	259,000	298,900	312,700	337,700	381,800	438,500
	2	227,600	261,100	299,500	313,300	338,800	383,500	440,700
	3	229,400	263,400	300,400	313,800	339,700	385,200	442,900
	4	231,100	265,600	300,700	314,400	340,700	387,000	445,100
	5	232,800	267,700	301,300	315,000	341,700	388,900	447,100
	6	234,800	268,900	301,700	315,500	343,100	391,000	449,000
	7	236,600	269,700	302,200	316,200	344,300	392,900	450,900
	8	238,300	270,600	302,900	316,800	345,600	395,000	452,800
	9	240,100	271,500	303,200	317,300	346,400	396,700	454,500
	10	242,000	272,700	303,700	318,100	347,700	398,800	456,200
	11	243,900	273,900	304,400	318,900	348,800	400,900	458,000
	12	245,900	275,000	304,700	319,400	349,900	403,000	459,600
	13	247,800	275,800	305,400	319,700	351,000	405,200	460,800
	14	249,900	276,500	306,000	320,400	352,200	406,900	462,400
	15	251,900	277,000	306,400	321,300	353,200	408,600	463,800
	16	254,000	278,100	307,000	322,200	354,400	410,400	465,500
	17	256,000	279,200	307,400	322,600	355,500	412,200	467,100
	18	258,100	280,000	307,700	323,500	356,700	414,000	468,700
	19	260,200	280,900	308,200	324,300	357,900	416,000	470,400
	20	262,300	281,800	308,700	325,400	359,000	417,800	471,900
	21	264,300	283,000	309,300	326,100	360,200	419,400	473,100
	22	265,500	284,000	310,000	327,100	361,400	421,200	474,400
	23	266,600	284,900	310,700	327,800	362,600	423,000	475,700
	24	267,700	286,000	311,200	328,800	363,900	425,000	477,300
	25	269,000	286,800	311,800	329,600	364,800	426,500	478,300
	26	269,800	287,700	312,500	330,500	366,200	428,200	478,900
	27	270,800	288,500	313,100	331,500	367,500	430,000	479,700
	28	271,600	289,400	314,000	332,300	368,900	431,800	480,300
	29	272,200	290,600	314,600	332,900	370,100	433,400	481,200
	30	273,100	291,600	315,300	334,100	371,600	435,000	481,900
	31	273,700	292,400	316,200	335,200	373,200	436,600	482,700
	32	274,500	293,400	317,100	336,300	374,700	437,900	483,600
	33	275,100	293,900	317,500	337,500	376,000	439,200	484,300
	34	275,700	294,400	318,400	338,700	377,500	440,300	485,000
	35	276,400	294,900	318,900	339,800	378,900	441,400	485,700
	36	276,900	295,500	319,800	340,900	380,400	442,700	486,600
	37	277,800	295,900	320,500	341,900	381,700	444,000	487,400
	38	278,500	296,500	321,400	343,100	382,900	445,100	488,200
	39	279,300	297,100	322,300	344,300	384,300	446,400	488,900
	40	280,100	297,400	323,100	345,500	385,700	447,600	489,600
	41	281,000	297,800	323,600	346,300	387,000	448,800	490,500
	42	281,600	298,400	324,600	347,400	388,300	449,900	
	43	282,200	298,800	325,600	348,600	389,700	451,000	
	44	282,700	299,500	326,500	349,500	391,100	452,100	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	45	283,600	300,000	327,400	350,600	392,500	453,100	
	46	284,400	300,400	328,400	351,500	393,700	453,700	
	47	285,100	300,900	329,300	352,500	394,900	454,200	
	48	285,800	301,400	330,200	353,600	396,100	454,600	
	49	286,300	301,900	331,000	354,900	397,200	455,200	
	50	286,800	302,400	331,900	356,200	398,200	455,700	
	51	287,200	302,900	332,800	357,400	399,200	456,100	
	52	287,600	303,400	333,800	358,600	400,200	456,600	
	53	287,900	303,800	334,800	359,500	400,900	457,300	
	54	288,500	304,300	335,900	360,700	401,700	457,700	
	55	289,000	305,000	337,100	361,800	402,400	458,000	
	56	289,400	305,600	338,000	363,100	403,200	458,300	
	57	289,900	305,900	338,900	364,200	403,900	458,700	
	58	290,300	306,600	339,800	365,200	404,600	459,000	
	59	290,700	307,300	340,800	366,400	405,100	459,500	
	60	291,000	308,100	341,800	367,500	405,800	460,200	
	61	291,400	308,900	342,800	368,700	406,700	460,800	
	62	291,800	309,900	343,900	369,900	407,300	461,500	
	63	292,200	310,600	345,100	371,100	408,000	462,100	
	64	292,600	311,600	346,300	372,200	408,700	462,700	
	65	292,900	312,200	347,100	373,200	409,400	463,300	
	66	293,500	313,100	348,200	374,200	409,800		
	67	294,000	313,900	349,300	375,300	410,400		
	68	294,300	314,700	350,300	376,400	410,900		
	69	294,700	315,400	351,300	377,400	411,300		
	70	295,300	316,300	352,100	378,500	411,900		
	71	295,900	317,200	353,200	379,600	412,400		
	72	296,400	318,100	354,300	380,600	412,700		
	73	296,600	319,000	355,400	381,300	413,000		
	74	297,000	319,800	356,600	382,100	413,500		
	75	297,600	320,600	357,800	382,900	413,900		
	76	298,100	321,600	359,000	383,700	414,200		
	77	298,500	322,300	360,200	384,300	414,500		
	78	299,100	323,200	361,300	384,800	415,000		
	79	299,500	324,300	362,400	385,100	415,500		
	80	300,100	325,100	363,500	385,600	416,000		
	81	300,500	325,900	364,400	386,300	416,300		
	82	301,000	326,700	365,400	386,800	416,700		
	83	301,400	327,600	366,200	387,300	417,200		
	84	301,900	328,500	367,300	387,900	417,600		
	85	302,200	329,200	368,400	388,200	418,000		
	86	302,800	330,100	369,100	388,700	418,400		
	87	303,200	331,100	369,900	389,300	418,900		
	88	303,700	332,300	370,700	389,800	419,300		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	89	304,200	333,200	371,400	390,100	419,800		
	90	304,800	334,200	372,000	390,500	420,200		
	91	305,200	335,200	372,500	390,800	420,700		
	92	305,700	336,200	373,100	391,300	421,100		
	93	306,100	337,100	373,500	391,900	421,500		
	94	306,500	337,800	374,000	392,400			
	95	307,100	338,500	374,500	392,900			
	96	307,800	339,100	374,900	393,400			
	97	308,600	339,600	375,400	394,000			
	98	309,100	340,000	375,900	394,500			
	99	309,700	340,600	376,400	395,000			
	100	310,200	341,200	376,800	395,400			
	101	310,400	341,600	377,100	396,000			
	102	310,900	342,100	377,600	396,500			
	103	311,300	342,700	377,900	397,000			
	104	311,700	343,200	378,200	397,600			
	105	312,200	343,700	378,600	398,200			
	106	312,600	344,200	379,100	398,700			
	107	313,000	344,700	379,600	399,200			
	108	313,300	345,200	380,100	399,700			
	109	313,500	345,400	380,600	400,300			
	110	313,900	345,700	381,100				
	111	314,100	346,100	381,600				
	112	314,400	346,500	382,000				
	113	314,600	346,800	382,500				
	114	314,900	347,200	383,000				
	115	315,200	347,500	383,500				
	116	315,400	347,800	384,000				
	117	315,700	348,000	384,400				
	118	315,900	348,400	384,900				
	119	316,200	348,600	385,400				
	120	316,500	348,800	385,900				
	121	316,800	349,000	386,200				
	122	317,100	349,300					
	123	317,500	349,600					
	124	317,700	349,900					
	125	317,900	350,200					
	126	318,200	350,500					
	127	318,600	350,800					
	128	318,900	351,100					
	129	319,000	351,300					
	130	319,400	351,500					
	131	319,700	351,700					
	132	320,100	352,000					

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	133	320,300	352,300					
	134	320,700	352,700					
	135	320,900	353,100					
	136	321,200	353,500					
	137	321,400	353,800					
	138	321,700	354,200					
	139	322,000	354,600					
	140	322,300	355,000					
	141	322,500	355,300					
	142	322,800	355,700					
	143	323,200	356,000					
	144	323,500	356,400					
	145	323,700	356,800					
	146	323,900	357,200					
	147	324,300	357,600					
	148	324,600	358,000					
	149	324,800	358,300					
	150	325,000	358,700					
	151	325,300	359,100					
	152	325,600	359,500					
	153	325,900	359,800					
	154	326,200						
	155	326,400						
	156	326,700						
	157	327,100						
	158	327,400						
	159	327,700						
	160	328,000						
	161	328,400						
	162	328,700						
	163	329,000						
	164	329,300						
	165	329,700						
	166	330,000						
	167	330,300						
	168	330,600						
	169	331,000						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		254,400	275,800	283,600	294,700	312,100	351,900	398,500

高等学校教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務学 校職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	216,700	264,300	338,100	397,900	476,000
	2	219,100	265,700	340,000	399,500	477,900
	3	221,400	267,300	341,900	401,000	479,700
	4	223,700	268,700	343,700	402,500	481,600
	5	226,000	270,200	345,300	404,100	483,400
	6	228,300	271,500	347,300	405,500	485,200
	7	230,600	272,700	349,200	407,100	487,000
	8	232,800	274,000	351,100	408,500	488,900
	9	235,100	275,100	353,000	410,400	490,500
	10	237,300	276,200	355,200	411,900	492,200
	11	239,700	277,200	357,200	413,500	493,800
	12	241,900	278,300	359,000	415,000	495,500
	13	244,200	279,700	360,500	416,200	497,000
	14	246,300	281,400	362,300	417,800	498,400
	15	248,500	283,100	364,000	419,400	499,800
	16	250,600	284,800	365,700	420,900	501,200
	17	252,900	286,400	367,400	422,500	502,300
	18	254,700	288,400	369,100	424,000	502,900
	19	256,500	290,600	370,300	425,700	503,500
	20	258,200	292,900	371,500	427,100	504,300
	21	260,000	295,100	373,000	428,400	504,900
	22	261,300	297,300	374,800	429,800	505,600
	23	262,600	300,000	376,500	431,300	506,300
	24	263,800	302,300	378,100	432,800	507,000
	25	265,200	304,400	379,800	434,300	507,700
	26	266,500	306,500	381,400	435,700	508,400
	27	267,700	308,400	383,000	437,100	509,100
	28	269,000	310,300	384,500	438,600	509,800
	29	270,200	312,000	386,100	440,000	510,400
	30	271,200	313,900	387,800	441,300	511,200
	31	272,300	315,700	389,400	442,900	511,900
	32	273,400	317,500	391,000	444,500	512,600
	33	274,500	319,200	392,600	446,000	513,200
	34	275,600	321,000	394,300	447,400	513,900
	35	276,700	322,800	395,800	449,000	514,700
	36	278,000	324,600	397,300	450,700	515,400
	37	279,300	326,100	399,000	452,400	516,000
	38	280,400	327,900	400,500	453,800	516,700
	39	281,500	330,000	402,100	455,400	517,400
	40	282,600	331,700	403,500	457,100	518,200
	41	283,900	333,100	404,900	458,400	518,800
	42	284,900	335,100	406,400	459,900	519,500
	43	286,000	336,900	407,900	461,400	520,200
	44	286,900	338,600	409,300	462,700	520,900

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務 学校職員以外の職員		円	円	円	円	円
	45	287,700	340,200	410,900	463,900	521,600
	46	288,600	342,100	412,500	465,200	
	47	289,500	344,200	414,200	466,500	
	48	290,400	346,000	415,600	467,700	
	49	291,200	347,700	416,800	468,800	
	50	291,900	349,400	418,300	470,000	
	51	292,700	351,100	419,700	471,200	
	52	293,500	353,000	421,100	472,500	
	53	294,300	354,900	422,300	473,600	
	54	295,300	356,400	423,500	474,800	
	55	295,900	357,700	424,900	476,100	
	56	296,700	359,100	426,200	477,300	
	57	297,400	360,800	427,500	478,400	
	58	298,200	362,400	428,900	479,100	
	59	298,900	363,900	430,300	479,600	
	60	299,700	365,700	431,600	480,100	
	61	300,200	367,100	432,800	480,600	
	62	300,900	368,800	434,200	481,200	
	63	301,700	370,400	435,700	481,700	
	64	302,500	371,800	437,000	482,200	
	65	303,400	373,600	438,200	482,800	
	66	304,300	375,200	439,500	483,400	
	67	305,000	376,900	440,800	483,900	
	68	305,700	378,300	442,200	484,400	
	69	306,400	379,800	443,600	484,900	
	70	307,300	381,600	444,800	485,500	
	71	308,000	383,200	445,800	486,100	
	72	308,800	384,700	447,100	486,600	
	73	309,400	386,700	448,300	487,100	
	74	310,300	388,400	449,400	487,700	
	75	311,000	390,200	450,700	488,400	
	76	311,800	391,800	451,700	489,400	
	77	312,400	393,100	452,800	490,000	
	78	313,000	394,500	453,900	491,000	
	79	313,600	395,900	454,900	492,000	
	80	314,300	397,300	455,900	493,000	
	81	314,900	398,700	456,800	493,700	
	82	315,500	400,100	457,700		
	83	316,300	401,500	458,500		
	84	317,100	403,000	459,300		
	85	317,700	404,000	460,000		
	86	318,600	405,500	460,400		
	87	319,400	406,800	460,900		
	88	320,000	408,200	461,300		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務 学校職員以外の職員		円	円	円	円	円
	89	320,600	409,400	461,700		
	90	321,500	410,700	462,000		
	91	322,300	411,900	462,300		
	92	323,100	413,100	462,500		
	93	324,000	414,300	462,800		
	94	324,900	415,500	463,100		
	95	325,800	416,700	463,400		
	96	326,600	418,100	463,600		
	97	327,100	419,300	463,800		
	98	327,800	420,400	464,200		
	99	328,700	421,400	464,500		
	100	329,400	422,500	464,700		
	101	330,300	423,300	464,900		
	102	331,100	424,300	465,200		
	103	332,000	425,400	465,500		
	104	332,800	426,500	465,700		
	105	333,400	427,200	465,900		
	106	334,200	428,200			
	107	335,100	429,100			
	108	336,000	430,100			
	109	336,600	430,900			
	110	337,000	431,700			
	111	337,400	432,500			
	112	337,900	433,300			
	113	338,400	433,800			
	114	338,800	434,600			
	115	339,200	435,300			
	116	339,600	436,000			
	117	339,900	436,500			
	118	340,400	437,000			
	119	340,900	437,400			
	120	341,400	437,700			
	121	341,700	438,000			
	122	342,100	438,300			
	123	342,500	438,600			
	124	343,100	438,800			
	125	343,300	439,000			
	126	343,700	439,300			
	127	344,000	439,600			
	128	344,400	439,800			
	129	344,600	440,000			
	130	344,900	440,300			
	131	345,300	440,700			
	132	345,600	440,900			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務学校職員以外の職員		円	円	円	円	円
	133	345,800	441,200			
	134	346,000	441,400			
	135	346,200	441,700			
	136	346,500	441,900			
	137	346,700	442,100			
	138	346,900	442,400			
	139	347,200	442,700			
	140	347,500	442,900			
	141	347,700	443,100			
	142	347,900	443,400			
	143	348,200	443,700			
	144	348,500	444,000			
	145	348,700	444,200			
	146	348,900	444,500			
	147	349,200	444,800			
	148	349,500	445,000			
	149	349,700	445,200			
	150	349,900	445,500			
	151	350,200	445,800			
	152	350,500	446,100			
	153	350,700	446,500			
定年前再任用短時間勤務学校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		253,300	296,100	327,000	357,100	447,300

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級又は4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額
は、この表の額に人事委員会規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

小学校・中学校教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務学 校職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	216,800	238,200	338,000	367,200	457,300
	2	219,200	240,600	339,900	368,900	458,700
	3	221,500	243,000	341,800	370,700	460,000
	4	223,800	245,500	343,600	372,300	461,400
	5	226,100	248,200	345,200	373,600	462,300
	6	228,400	250,600	347,200	374,900	463,600
	7	230,700	253,000	349,100	376,400	464,900
	8	232,900	255,500	351,000	378,000	466,200
	9	235,200	257,900	352,900	379,400	467,400
	10	237,400	259,500	355,100	381,000	468,700
	11	239,800	261,100	357,100	382,300	470,000
	12	242,000	262,800	358,900	383,500	471,300
	13	244,300	264,600	360,400	384,900	472,500
	14	246,400	266,000	362,200	386,300	473,300
	15	248,600	267,600	363,900	387,400	473,700
	16	250,700	269,000	365,700	388,600	474,700
	17	253,000	270,500	367,400	389,500	475,700
	18	254,800	271,800	369,000	390,800	476,300
	19	256,600	273,000	370,200	392,100	477,000
	20	258,300	274,300	371,400	393,200	477,600
	21	260,200	275,400	372,900	394,500	478,400
	22	261,500	276,500	374,500	395,800	479,100
	23	262,800	277,500	375,500	397,100	479,800
	24	264,000	278,700	376,800	398,300	480,500
	25	265,300	280,100	378,000	399,200	481,200
	26	266,600	281,800	379,400	400,400	481,900
	27	267,600	283,400	380,800	401,700	482,600
	28	268,700	285,100	382,100	402,800	483,400
	29	269,900	286,700	383,700	404,500	484,200
	30	271,000	288,700	385,100	405,800	484,900
	31	272,100	290,900	386,600	407,000	485,600
	32	272,900	293,200	387,900	408,100	486,300
	33	274,000	295,400	389,300	409,100	487,100
	34	275,000	297,600	390,500	410,200	487,800
	35	275,900	300,200	392,000	411,500	488,500
	36	277,000	302,500	393,200	412,700	489,200
	37	278,200	304,500	394,700	413,800	489,800
	38	279,100	306,600	395,900	415,100	490,500
	39	280,100	308,500	397,100	416,200	491,200
	40	281,200	310,400	398,300	417,500	491,900
	41	282,600	312,100	399,300	418,600	492,700
	42	283,700	314,100	400,600	419,900	493,400
	43	284,900	315,900	401,800	421,000	494,100
	44	286,200	317,700	403,000	422,400	494,800

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前再任用短時間勤務学校職員以外の職員		円	円	円	円	円
	45	286,900	319,400	404,100	423,700	495,500
	46	287,800	321,200	405,400	424,900	
	47	288,600	323,000	406,700	426,200	
	48	289,400	324,800	407,800	427,400	
	49	289,900	326,400	408,700	428,500	
	50	290,800	328,200	410,000	429,500	
	51	291,500	330,300	410,900	430,900	
	52	292,200	332,000	412,000	432,100	
	53	292,900	333,400	412,800	433,300	
	54	293,600	335,400	414,000	434,500	
	55	294,200	337,200	415,000	435,600	
	56	295,000	338,900	416,100	436,700	
	57	295,600	340,300	417,300	437,700	
	58	296,200	342,400	418,300	439,000	
	59	297,100	344,500	419,400	440,200	
	60	297,800	346,300	420,600	441,400	
	61	298,500	348,000	421,600	442,100	
	62	299,300	349,700	422,700	442,900	
	63	300,100	351,400	423,900	443,600	
	64	300,700	353,300	424,900	444,100	
	65	301,300	355,200	425,800	444,400	
	66	302,100	356,700	426,700	444,700	
	67	303,000	358,000	427,800	445,200	
	68	303,900	359,400	428,800	445,600	
	69	304,500	361,100	429,600	445,900	
	70	305,100	362,600	430,400	446,300	
	71	305,500	364,100	431,100	446,600	
	72	306,300	365,800	432,000	446,900	
	73	307,000	367,100	432,700	447,200	
	74	307,700	368,700	433,300	447,500	
	75	308,300	370,200	434,000	447,800	
	76	309,100	371,600	434,700	448,100	
	77	309,500	372,800	435,400	448,500	
	78	310,200	374,200	436,100	448,900	
	79	310,700	375,700	436,600	449,200	
	80	311,300	377,200	437,200	449,300	
	81	311,700	378,200	437,600	449,500	
	82	312,500	379,500	438,000	450,000	
	83	313,100	381,200	438,300	450,500	
	84	313,700	382,400	438,600	451,000	
	85	314,200	383,900	438,800	451,300	
	86	314,700	385,200	439,100	451,800	
	87	315,500	386,400	439,400	452,300	
	88	316,000	387,700	439,600	452,800	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務 学校職員以外の職員		円	円	円	円	円
	89	316,300	388,700	439,800	453,000	
	90	316,800	389,800	440,100	453,500	
	91	317,200	390,800	440,400	454,000	
	92	317,800	391,900	440,600	454,400	
	93	318,300	392,600	440,800	454,700	
	94	318,900	393,700	441,100	455,200	
	95	319,500	394,600	441,400	455,700	
	96	319,900	395,900	441,600	456,200	
	97	319,900	396,900	441,800	456,400	
	98	320,200	398,000	442,200	456,800	
	99	320,400	398,800	442,500	457,300	
	100	320,800	399,800	442,700	457,800	
	101	321,100	400,700	442,900	458,100	
	102	321,400	401,700	443,200		
	103	321,700	402,400	443,500		
	104	322,000	403,300	443,700		
	105	322,100	404,000	443,900		
	106	322,400	404,900			
	107	322,800	405,800			
	108	323,200	406,700			
	109	323,400	407,600			
	110	323,700	408,600			
	111	324,000	409,500			
	112	324,300	410,400			
	113	324,400	411,000			
	114	324,600	411,900			
	115	324,800	412,800			
	116	325,100	413,700			
	117	325,400	414,500			
	118	325,600	415,300			
	119	325,900	416,100			
	120	326,100	416,900			
	121	326,200	417,800			
	122	326,500	418,500			
	123	326,700	419,300			
	124	327,000	420,000			
	125	327,300	420,600			
	126		421,200			
	127		421,800			
	128		422,500			
	129		423,100			
	130		423,700			
	131		424,200			
	132		424,700			

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務学 校職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	133		425,000			
	134		425,300			
	135		425,500			
	136		425,900			
	137		426,200			
	138		426,500			
	139		426,800			
	140		427,100			
	141		427,400			
	142		427,700			
	143		428,000			
	144		428,300			
	145		428,500			
	146		428,800			
	147		429,100			
	148		429,300			
	149		429,600			
	150		429,900			
	151		430,200			
	152		430,400			
	153		430,600			
	154		430,900			
	155		431,200			
	156		431,400			
	157		431,600			
	158		431,900			
	159		432,000			
	160		432,200			
	161		432,600			
	162		433,200			
	163		433,800			
	164		434,400			
	165		434,800			
定年 前再 任用 短時 間勤 務学 校職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		244,000	292,900	321,800	349,400	435,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級又は4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額
は、この表の額に人事委員会規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

一般職の任期付研究員の採用等に関する
条例第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	437,000
2	501,000
3	568,000
4	656,000
5	762,000
6	870,000

一般職の任期付研究員の採用等に関する
条例第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	366,000
2	403,000
3	433,000

一般職の任期付職員の採用等に関する
条例第8条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	414,000
2	465,000
3	519,000
4	586,000
5	669,000
6	782,000
7	913,000